

令和 8 年 6 月 10 日

第 2 回 多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年6月10日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
統 括 官	谷口 賢司
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	吉田 拓也
総務課長	松浦 久美子
政策課長	植松 肇
税務課長	山内 剛
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	海田 康弘
高齢者保険課長	西山 政有紀
健康福祉課長	森 純子
建設課長	柴田 浩志
産業課長	喜田 浩希
消防長	小林 武司
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
係 長	三宅 由莉

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆さんにお願いします。

携帯電話の電源をお切りになるよう、よろしくお願いします。傍聴席の皆様もよろしくお願いします。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席ください。

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 門 秀俊 君、11番 隅岡 美子 君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内になっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。10番、古川幸義でございます。

今回の質問は、「離農者の続出の危機と地域インフラ」というタイトルで質問させていただきます。この質問に当たって、農業の方や漁業の方、主に第一次産業の方の声をお聞きしまして、いろんな声を聞きましたが集約しますと、この業種を続けていく限り、後継者に対して重たいバトンを渡すことができない。今現状としても体力が落ちていると。体力が落ちて気力が落ちて、資材とか燃料、大変最近高騰しております。そういう中で、この現状を続けていく、持続していく、年齢が刻々と迫っていく中、今後継続することはできないと、大変悲痛な声を聞いてまいりました。また、この重たいバトンの後継者に与えるのは非常に苦痛であると。よって、将来は第一次産業でリタイアする方は非常に多いかと思っておりますので、今回は農業、漁業に関しまして共通の問題がありまして、今回は農業に絞って質問させていただきます。それでは、改めて質問に入らせていただきます。

「離農者続出の危機、地域インフラ」について質問いたします。農業従事者の全国平均が、令和5年度は68.7歳でありましたので、令和8年度では72歳を迎える年齢と思っておりましたが、現在は67.7歳であり、ますます高齢化が進んでいる現状でございます。新規後継者の増加も期待はできておりません。今年は、ホルムズ海峡封鎖による燃料の高騰、窒素肥料、資材の枯渇や、諸材料の高騰などが影響し、米の生産コストは跳ね上がり、さらに米価は不安定、国による減反、生産調整で、農家はこれまで以上の深刻な経営状況悪化が続き、将来の展望など望めない状況にあります。これ以上、農家に存続の自助努力を求めることは、もう限界であります。質問1、町として、これまでどおり農家に自助努力を求めるのか、それとも自治体独自の支援策を考えているのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の「農家に自助努力を求めるのか、それとも自治体独自の支援策を考えているのかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

農業につきましては、全国的に高齢化、後継者不足、燃料・肥料・資材の高騰など、極めて深刻な状況にあり、本町では農家に対して自助努力のみを求めるのではなく、関係機関とともに様々な支援策を実施してまいりました。

令和4、5年度には県が国の臨時交付金を活用した肥料価格高騰対策事業として、化学肥料の使用量2割低減に取り組む農業者への支援を行いました。令和6年度から県が「多様な農業人材経営計画認定制度」を導入し、兼業農家や小規模農家を含めた地域農業に貢献する意欲的な農業者が多様な農業人材として計画認定を受けることにより、県農業改良普及センターで経営発展に役立つ研修や相談による支援のほか、計画達成に必要な機械・施設の整備に対して、県と町がそれぞれ補助率6分の1、上限200万円で補助金を交付しております。そのほか、県では、要件を満たす農業者に生産資材費の一部を助成する「香川県農業用資材価格高騰支援特別対策事業」の申請を、7月末まで受付をしております。本町では、JA・多度津町農業振興会に対する補助を通して、限られた予算ではありますが、きめ細やかな支援をしているところであります。

今後も物価高騰が続く見込みであることから、新たな支援メニューにつきましても関係機関と協議を重ね、国や県と連携して支援策を強化することにより、農業経営の安定化と持続可能な農業の実現に向けて、継続的な支援体制を構築していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいま町長がお答えになった答弁に対して、再質問はございません。私なりの意見を述べさせていただきます。

先ほど、現時点の平均年齢に私72歳と書いたのですが、実際72歳であるべき年齢であるのですが、それが約1歳若くて70歳ですか。1歳近く若くなった理由

について説明をさせていただきます。図を。こちら側が基本的な平均年齢と年齢構成ですね。だんだん農業従事者が減ってはいるのですが、なぜ若返ったという原因について、この図が表しているように、現役世代の一番農業従事者で多いのは、団塊の世代の方が非常に多くて、それから 80 歳を超える方が主であるということが、ピンク色とブルーで示しているのですが、この方が高齢によってどんどん辞めていわれている。令和 7 年、2025 年度時点の農林業センサス速報値によれば、過去 5 年間で農業従事者は約 25% 減少していきまして、5 年前には 127 万人いた従事者がわずか 5 年で 25% 減少しております。ですから、今現在は 102 万 1,000 人です。これは 2025 年のデータでございます。これから先ほど申しました費用の高騰とか高齢化とか経営状況ですね。非常に厳しくなってくると、もっと増える可能性が高いのではないかなと思います。25% の減少ですが、今年はこの 2 年か 3 年で、約 35% から 40% 減少する現実というのは、たぶんあるのじゃないかと思っております。この中で、左の方が農業経営体の総数ですが、農業経営体もなぜ減っていったかと申しますと、やはり後継者不足と経営破綻ですね。もう採算が取れなくて倒産したケースもございます。これが 5 年間で 105 件以上出ておりますから、また今年の原油高騰、資材が枯渇していますから、もっと増える可能性にあると思われます。こういう現象に対して、以前より予測されておりましたが、国、行政はなぜ救わなかったのかなと誠に残念であります。これは、将来農業では希望が持てないということが、この数値に表れているのではないのでしょうか。先ほど、答弁の中にございました費用高騰による助成や JA、農業振興会などを対象とした補助制度であったとお聞きしました。対象は、認定農業者や認定新規農業者、集落営農組織、多様な農業人材認定者などとされておりますが、小規模農業従事者は枠外でしょうか。ぜひ小規模農業従事者にも適用し救済するようにお願いしておきます。

他に調べた結果なのですが、これは農業枠ではございませんが、小規模事業者持続化補助金として、機械の導入枠補助率が 4 分の 3、補助額は 50 万から 200 万の範囲で利用可能であるという助成金がございます。一例を挙げますと、肥料散布機の購入も対象、農家も個人事業主として申請が可能というものがございます。そのような情報を知る術もなく、知った時点では既に公募も終了していることが多く、令和 8 年度もぜひ継続していただきたいと思っております。これがスケジュールなのですが、2026 年 4 月までは第一次公募が既に締切が終わっております。今年の 7 月から 8 月に関しては第 1 回の採択の発表で、第 2 回の公募締切というのがございますので、まだ 2 回目、3 回目と公募があるのではないかと思いますので、この補助申請書、非常に難しいものでございます。送り先は商工会議所と聞いております。この際、役所が申請者に対してサポートしてあげて、書き方とかそういうことに関して手助けしていただければ、非常に助かるかと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

需給バランスの矛盾について。昨今の米騒動に関連する政府の備蓄米放出や、輸入米拡大の施策は、消費者にとって米価の安定で安心できるかもしれませんが、農家にとっては、米づくりは将来的に絶望感を感じ、農家は今後の生産量に意欲を無くし、多くの農家は今年を境に離農を考えている方も多いと思われます。町として、国や県へどのような意見や要望を持っていくのか、お伺いいたします。

質問２、独自に生産者を保護する施策を検討する予定はあるのか、伺います。

産業課長（喜田 浩希）

古川議員の「独自に生産者を保護する施策の検討の予定について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、米を生産する農家は、農業従事者の高齢化、後継者不足、資材高騰、異常気象など、複合的な課題に直面しています。また、米の販売価格は、近年急騰したものの、それ以前は恒常的に安価で推移してきました。これらのことから、本町においても将来に対する不安や意欲の低下により、離農を検討される農家が増加している状況であることは認識しています。このため、新規就農者の確保と離農防止のための取組として、新規就農者には、国費を活用し、就農準備資金として年間最大165万円を最長２年間交付しています。また、認定新規就農者には、経営開始資金として年間最大165万円を交付する制度があります。これ以外にも、認定農業者への各種支援や集落営農法人の設立・規模拡大のために必要な各種施策を展開しています。

また、農家の皆様の声に耳を傾け、実情をしっかりと把握することも重要だと考えています。町として、生産者に寄り添った支援ができるよう、農家の皆様の声をお聴きしながら、小規模農家への支援制度の充実、資材高騰対策などについて、継続的に国や県に対して要望していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして、再質問はございません。やはりこれも意見として述べさせていただきます。

答弁をお聞きしますと、結論として国全体の農業政策に関わる構造的課題としては自治体独自の施策はできないというふうに解釈いたします。国産の米の生産量は、全体で 734 万トンで、現在の輸入ミニマム・アクセス米は 77 万トンのうち、民間輸入は 9 万 6,000 トンであります。民間輸入に関しては、2024 年は 1,015 トンですから、2025 年 9 万 6,834 トンという約 96 倍の増加でありました。これは、国産米と輸入米を合わせるとコメ余りになってしまい、米の価格暴落と生産調整である減反政策などで、農家は将来に対し「離農はやむなし」となるのは当然であると思われます。ぜひとも、地方自治体から自ら発案・発信し、新しい地域共同体の構築を作るときが、今来ているのではないのでしょうか。今こそ、アクションを開始すべきではないのでしょうか。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

気候変動への適用と労働負荷について、質問いたします。深刻な猛暑が続き、稲の品質低下だけではなく、高齢化する農家の健康被害も懸念される状況です。農業は苛酷な肉体労働となっていますが、この気候変動下において、高齢農業者の安全確保や生産技術支援など、町としてどのような策をお考えでしょうか。

3点目の質問です。町としてどのような適応策を講じようとしていますか。

産業課長（喜田 浩希）

古川議員の「本町の高齢農業者の安全確保や生産技術支援など、気候変動への適応策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

深刻な猛暑が続く中、稲の品質低下だけでなく、農業従事者の健康懸念については、農作業中の事故リスクにつながる極めて重要な課題であります。議員ご指摘のとおり、農業は過酷な肉体労働であり、気候変動下における農業者の安全確保は不可欠だと認識しています。

まず、農業者の安全確保については、窓口に熱中症予防のチラシを備え付けるとともに、会合などの機会を捉えて配布し、普及の啓発に努めているところです。また、生産技術支援と気候変動への適応策については、高温耐性品種への転換や、ドローン、自動運転トラクター、自動水管理システムなどの導入に関する相談があれば、関係機関に繋ぎ対応できる体制を整備しています。

引き続き、関係機関と密に連携し、農業者が安全に農業を継続できる環境づくりに取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの質問に対して、再質問はいたしません。意見のみを述べさせていただきます。

熱中症対策として、気温の高い環境の下で働く人を対象に、隣の丸亀市では、農業に限らず全職種の人たちに、申請を出せば空調服、スポットクーラー、水冷式のインナーの購入に対して、上限 10 万円の助成を行っております。財源は自主財源で賄っていると聞いております。本町でもそのような助成をよろしくお願ひしたいと思います。また、高温耐性品種では、今現在、県の推奨として「おいで米」を作っておりますが、高温に強い「にこまる」や「にじのきらめき」という品種に、全体的にシフトする傾向があります。農業普及センターと協同しながら進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。次の質問です。インフラ維持管理の責任について。これまで、農家が善意で一部の受益者負担で担ってきた排水路や農道の維持管理は、離農の加速により近い将来、確実に破綻します。インフラ整備は、滞れば地域の防災、交通に甚大な影響が出てきます。農家が維持管理できなくなった時、当然ながら町が責任を持って公的に維持管理を行わなければ、著しい障害を

生みます。今後起こり得る事態に備えて、緊急に対策を練っていかなければいけない時期が来ています。

4点目の質問ですが、町が責任を持って公的に維持管理を行う予算や体制の準備はあるのでしょうか、お伺いいたします。

産業課長（喜田 浩希）

古川議員の「公的に維持管理を行う予算や体制の準備について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

農業用排水路や農道の維持管理は、これまで農家の方々の善意や一部の受益者の負担で支えられてきました。しかし、離農の増加に伴い、近い将来、これらインフラの維持管理が危機的な状況になるのではないかと、町として強く危惧しています。この状況に対応するため、本町では、目指すべき将来の地域の農地利用を明確にした地域農業経営基盤強化促進計画を策定し、地域で話し合っただけでなく農家以外の方々も共同で行う水路の草刈り・泥上げ、農道や施設の維持・修繕などが対象となります。

令和6年度時点で、町内の集落ごとに活動していた資源保全会を一つに統合し、町内でより効率的に活用できるよう、町全体での制度の活用推進を図っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして、再質問はありません。意見として述べさせていただきます。

まず、先ほど答弁で述べられた多面的整備。ちょっとまとめてみたのですが、この次の質問に関連することがありますので、この図で説明させていただきます。この図は、多面的機能で、町の方へいろんな作業をする時に、人件費とか、かかった費用ということでされている施策でございますが、イメージとしては山間部で降った雨がだんだん各河川に流れ込んでいって最後には海にたどり着くという経路を示しているのですが、その間で水田がいかに防災ダムとなってかなりの雨量に対して保水する能力があると。そのために、やはり国、県は、多面的機能として、補助金を出して、そこら辺を整備するという考えを持たれて、このような施策をされていると思うのですが。やはり農業経営者ではちょっと無理があって、大きな企業が一社でやると、そういう細かい農業に関しての、水路の清掃とか維持管理はできないと。また、水路を拡張したり整備したりする場合、国、県、市町で補助率がございまして、最終的には農業従事者側の負担というのがありまして、4分の1程度でございますので、これを拠出できるかということは農業者の離農者が増えると、それは不可能になってくると。となれば、やはり自治体が全域をカバーしなきゃいけないとい

うことですから、多大な金額が発生するんじゃないかと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。最後の質問ですが、近年、激甚化する酷暑や線状降水帯発生による豪雨災害、高まるリスクについて、質問をさせていただきます。今年は、夏場の気温が上昇し、最高気温が 40 度以上を超える酷暑と予測されています。気温が上がると、空気が含むことのできる水蒸気の限界量、要するに飽和水蒸気量が増加いたします。気温が上昇するごとに、空気が含める最大の水蒸気量が増加し、結果空気の器が大きくなるようなもので、大気中に蓄えられる水分量、絶対湿度は増えます。その結果、湧き上がるような入道雲発生が豪雨の原因となっております。豪雨は、大気中に蓄えられた膨大な水分が一気に凝結して、雨粒となることで発生いたします。近年、気温上昇のため、豪雨が多発するのも原因といえるのではないのでしょうか。そこで質問をいたします。

5 点目、現在のような酷暑と豪雨が繰り返す中、地域の排水能力の限界はどうなるのか、洪水に対する対策についてお伺いいたします。

産業課長（喜田 浩希）

古川議員の「地域の排水能力の限界と洪水に対する対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

近年、地球温暖化に伴う気象状況の変化により、大型台風の発生や突然の集中豪雨、線状降水帯による大雨など、激甚な災害が多発しています。降雨量の増加傾向は明らかであり、地域の排水能力の限界についても認識しています。事前に災害が発生するおそれがある場合は、天気予報等の情報収集を行うとともに、各関係機関に情報提供を行い、水利と連携し水位の調整を行っています。また、最善の判断ができるよう、気象庁の雨量データや県の砂防情報システムから降水量情報の把握に努めています。

特に、豪雨が予想される場合には、事前対策として、排水ポンプの運転準備、ため池の事前放流など、水位上昇に備えた対応を図っています。さらに、建設課において、内水排除目的として町内に設置している排水ポンプの更新や下水道の雨水事業として平成29年度より第3雨水及び第6雨水幹線の管渠整備を実施しており、浸水対策事業も計画的に進めているところです。

また、豪雨・台風時の際には、町内の水路状況を確認するための巡回を強化するなど、洪水箇所の把握に努めています。洪水のおそれがある箇所を確認した場合には、原因を調査し、解消にむけて関係機関及び町内各課と横断的な協議を行いながら洪水対策に取り組んでいます。

激甚化する豪雨災害に対応するため、今後も気象情報の収集と事前対策を入念に行い、地域の防災力向上に取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対して、再質問ありません。これもまた意見を述べさせてい

たきます。

最近の集中豪雨や雷雨の原因は、気温が1℃上がると大気中に含める水蒸気量は約7%増える。これは原理に基づくものとされております。これは、クラウジウス・クラペイロンの式に基づき、科学的に実証をされています。そしてこの大気中の水蒸気の増加が、線状降水帯の発生頻度、規模の増大と直結しております。近年の豪雨の統計によりますと、1時間50ミリ以上の豪雨が過去40年間で約1.4倍に増加しているのも事実です。例えば、1ヘクタールの田んぼに、1時間あたり50ミリの降雨があった場合、田の保水能力は500トンの水を保水する能力がございます。先ほど述べた田んぼダムは有効な減災手段といえるのではないのでしょうか。今後、地域の農業関係者と協力し、遊休地を少しでも耕作し、田んぼダムの減少を防ぐのは、自治体の役目であると思います。

先ほど、平成29年に雨水幹線が完成されたという答弁がございましたから、その1年後に、皆さん方もご存じだと思うのですが、平成30年の西日本豪雨災害について、雨雲レーダーを出しておりますので。これは、平成30年の7月の災害で、四国でもいろんな所で災害がございました。この日にちは、7月7日の午前1時ちょうどです。この赤いところが1時間あたり50ミリです。50ミリの雨水を含んでおりまして、このように中四国、岡山付近、倉敷の方で、大変な増水の洪水がございました。四国はあまり岡山と比較すると線状降水帯の被害は無かったのは、やはり四国山脈に守られて、徳島、高知側に雨が降ったから多少の被害は免れたと思います。それでもこの線状降水帯が、この九州側の雨雲がどんどん東に移動して、3時、4時頃には四国、岡山付近で、この雨雲が接近しております。災害ですが、ちょっと見ていただきたいのですが、こちらが高知自動車道で、新宮インターチェンジと大豊インターチェンジの間にある立川地区です。これが崩落しまして高知自動車道の高速道路が、もう今にも崩壊しそうな状況になっております。これは、皆様もご存じだと思うのですが、愛媛県の大洲市の国道56号線です。非常に冠水しております。これも先ほどの雨雲が、九州方面から近付いていった雨雲が1時間あたり50ミリの雨量でこうなるとされております。これは香川県ですが、本山、観音寺付近の財田川橋梁が、このように橋脚の下をどんどん大きな川が流れておりまして、橋脚が少し傾いて、このように線路が曲がっております。これも、四国という、香川県という、雨雲が、線状降水帯が発生しにくかったということでこれぐらいの災害で収まったわけですが、平成30年の7月の西日本豪雨を考えますと、岡山と香川県で起きる確率について、スーパーコンピュータで比較検討した実例を挙げますと、香川県で起きる確率と岡山県で起きる確率は同一でございます。ただ線状降水帯の位置と気圧の線がどちらかにいるというだけで、このような線状降水帯の発生が岡山で起きたか、もしくは香川県で起きたか。香川県は、皆さんもご存じのとおり、山間部と海の間隔が狭くて、排水の勾配が非常にきつく、雨が線状降水帯で

山側で降った雨が、本町は雨水が全て下流に流されてきますので、満潮時、海側に面していますので、その排水能力が非常に困難なために、内水と外水の、専門的というと建設課長そうなるんですよね、内水圧と外水圧。満潮時には水が排水できないという問題で、香川県は年間降水量が 1,100 ミリで、全国平均は 1,700 ミリでかなり下回っていますから、昔から雨による水不足で、干ばつの対策に追われてきた地域で、河川の断面積が非常に他県より狭く設定されておりまして、水勾配も下流のところは水勾配が海水のハイウォーターレベルと考えると、なかなか急激に排出するという勾配は、現在取れておりません。やはり勾配があるので、それだけ大雨が降るとそれだけ雨水は滞留する、残ってしまう。そこで頼ってしまうのが、先ほど答弁にありました雨水幹線。雨水幹線で満潮時で 50 ミリの雨が降った時とか、10 ミリ、30 ミリ雨が降った時のことを考えまして、全体でいうと、多度津町の耕作面積はたしか 452 ヘクタール、私はちょっと書類を持っていませんので、恐らく 452 ヘクタールだと思うのです。452 ヘクタールというと、10 アール、要するに 1 反の田んぼで、これが 1,000 平米ですから、1 ミリの雨が降れば 1 トンで、10 ミリの雨が降ると 10 トンになります。ですから、1 ヘクタールとなると 1 ミリでも 10 トンの雨が溜まるということです。ですから、452 ヘクタールということは、計算上でいくと、その分の 100 トン分ですか。10 ミリでいくと 100 トン分。それだけで計算でいきますと、この堀江雨水ポンプ場で消化しているものは、豊原地区の面積でいくと、確か 101.2 ヘクタール、これちょっと数字が間違っているかも分かりませんが、101.2 ヘクタール中に、これが農業面積でございます。その農業面積の中に、水が 10 ミリ溜まりますとどれだけの能力になるかといいますと、堀江雨水ポンプ場は、電動が 1,800 トンです。時間あたり。2 台ございますから 3,600 トン。ディーゼルエンジンが非常時に主導でいきますが、1 万 1,400 トンで、最大が 2 万 6,400 トンの処理能力が 1 時間あたりでございます。ですから、私のちょっと口頭で大変申し訳ないのですが、計算した書類を今日は持ってくるのを忘れまして、ただ頭の中で計算しているんですが、まず豊原地区の農業面積で水田で作られたと想定して 30 ミリの降水があれば、この 2 万 6,400 トンの能力をはるかに超えております。ですから、最近では 1 時間あたり 50 ミリの雨量が出て、2 時間とか 3 時間とか続きますので、その 50 ミリかける 3 時間降れば、150 トンかける 101.2 ヘクタールでいくと、2 万 6,400 トンの処理能力は、手動でディーゼルエンジンをして満潮時には消化することはできません。約 3 倍の雨水が溜まって出てくるわけなのです。ですから、それに加えて上流から来る雨水を考えますと、この能力ではもう満潮時に 30 ミリを超えると、処理能力は全く、対応できないという計算になります。ですから、これを少しでも遅らせるのであれば、やはり田んぼダムということが必要になるんじゃないかと思っております。田んぼダムについて簡単に書いた絵がございます。これは普通の田植え作業です。今現在、牛とかこういうのは難しい

状況ですけれど、もうほとんど全体に水田が広がっているような状況でございますが。次の場面に行きますと、気温がどんどん上がっていますから、先ほど申しました線状降水帯です。このように入道雲がどんどん線状になって、この2人の方が、もう大雨が来るからもう帰ろうよと言って、この子に言っているのですけれど、実際この30分後に大雨が降った時には、このように灰色の雲が地面にだんだん近づきまして、バケツをひっくり返すような雨が降りまして、これが大体想定する1時間あたり30ミリの降雨で、こんな状況になりますので。その時に、田んぼ水田にその水が一時的に、先ほど申しました101.2ヘクタールのかけることの5ミリが、この中で保水能力を果たしていると。こういうことを考えると、この保水能力をなくして、町とか市レベルで河川とポンプの能力を改善していくと、一体どれぐらいの金額が発生するのでしょうか。もう多大な金額になると思います。ですから、やはり農業も隠れた保水力能力を持っておりますから、農業に対してこれから今後自治体は協力しながら、1ヘクタールあたり10トンという、1ミリ降れば10トン、30ミリ降れば30トンです。そういうことを考えられていくと、1時間あたりの揚水能力をカバーすることができます。ぜひ、農業が衰退すれば、地域のインフラはかなり低下すると。それに対して地方自治体がそれを施行すると莫大な金額になります。これはもう、何10分の1、いや100分の1ぐらいの金額かも分かりませんから、ぜひ町長。多度津町は海に面していますから、これだけ保水能力があるということは、やはり今後自治体が投資をしていって、防災のところに機能を備えてポンプとか河川を改修していく金額と、田んぼの保水能力を鑑みると、どちらが安いかということを考えて、やはり農業の継続ということも大事であろうかと思います。今回は、農業だけに対していろんなことを申しましたが、やはり第一次産業である農業や漁業は、国の根幹で、基本方針でもあることですし、今度の内閣では自給率を100%にするということをうたっておりますが、現在はそのような形が目に見えておりません。やはりこれは国から変えるのではなくて、市町から変えていって、県に訴えて、県からまた上に上がる、ボトムアップということが非常に大事であろうかと思っております。たくさん話しますと90分から2時間ぐらいかかってしまいますので、簡単に端折らせていただきましたが、これ1点で私の今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（金井 浩三）

これをもって10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

おはようございます。7番 中野一郎でございます。よろしく申し上げます。始める前にちょっと画像のチェックをさせてもらってから始めたいと思います。お待たせしました。

次の３点について質問いたします。まず１点目が犯罪のないまちづくりについて、２番目が本町のデジタル化の推進について、３番目が成年後見制度の利用促進について。以上３点でございます。

まず、１番目の犯罪のないまちづくりについてです。香川県の刑法犯の犯罪遭遇率は、令和７年度全国１２位で１６０人に１件という結果になっています。前年の１１位、１６５人に１件からほとんど変動はございませんが、県内の犯罪種別ランキング中で最も遭遇率が高いのは放火（前年２１位）と殺人（前年３５位）でどちらも令和７年度全国２位と高くなっています。また、特殊詐欺の犯罪遭遇率も、前年の１０位に対して、令和７年度は６位と、引き続き高い水準で推移しています。近年、特殊詐欺の手口が巧妙化しており、認知件数も増加しているため注意が必要です。一方、ひったくりについても２３位から１２位と高くなっています。香川県内で発生した刑法犯認知件数をランキング別で確認すると、最も低いのは直島町で認知件数は１０件でした。刑法犯罪遭遇率ランキングの低い順でみると、小豆島町が１位で、一番低いわけですね。４２２．０７人に１件。多度津町は２０４．７４人に１人で７位でした。治安の良いエリアのトップ３。これは、刑法犯罪遭遇率の低い順で小豆島町、まんのう町、直島町の順です。治安の悪いエリアのトップ３は、宇多津町が１０１．６３人に１件で１位、次いで綾川町、丸亀市の順です。最後に、香川県全体の治安図を見てみますと、赤い色が濃いところが治安の悪いところです。赤色が一番悪く、宇多津町、丸亀市、綾川町。次がオレンジ色で、高松市、坂出市、善通寺市、三豊市。次が山吹色で、東かがわ市、三木町、観音寺市。次がうぐいす色で、土庄町、さぬき市、多度津町、琴平町。一番低いのが空色で、直島町、小豆島町、まんのう町です。このような結果になっています。令和７年度。

以前、豊原駐在所長が次のようなことを言われていました。「犯罪者は人間関係が希薄な地域を好み、一番嫌がるのは地域の連帯と信頼感の強い地域が嫌がられる。そして、見通し良く整備された夜間も明るい地域は、犯罪は行われにくくなる。」ということで、次の５点について伺います。

本町の防犯灯の数についてです。３月定例会の総務教育常任委員会でも質問しております。防犯灯のＬＥＤ補助の時に、各自治会の防犯灯設置数のアンケートを実施している旨の回答がありましたが、本町の各自治会の防犯灯の設置数については正確に把握していなければならないと思うので、現状と最終調査までの進め方について伺いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「本町の各自治会への防犯灯数の調査の現状と今後の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

自治会が設置している防犯灯の設置数については、設置及び管理の主体が各自治会であることから、全体を網羅した数値は把握できていませんでした。このため、令

和8年3月中旬に各自治会に対しアンケート調査を実施し、設置数や更新予定の把握を進めているところでございます。6月1日時点において、119自治会のうち74自治会から回答を得ており、設置数1,077灯、うち蛍光灯が496灯、LED灯が581灯となっております。今後の進め方につきましては、アンケートの提出状況を確認し、未提出の自治会に対しては改めて提出を促し、できる限り正確な実態把握に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、挨拶による防犯効果についてお伺いします。

美化活動や防犯パトロールについては、集団で取り組むために時間や曜日の割り振りなど、事前の取り決めなども必要ですし、パトロールの衣装などを揃えるとなると費用もかかってしまいます。挨拶には、近所や地域の住民との相互認知やコミュニケーションの機会をつくるなど、人と人との繋がりを深める効果が期待できます。周囲と繋がることによって、自然と地域コミュニティが形成され、地域外の者に対するチェック機能が働くようになるのです。そして、このチェック機能こそが空き巣などの犯罪抑止に効果を発揮します。犯罪を行おうとする不審者は必ず事前に現場を下見します。警視庁の「住まいる110番」によれば、この下見の時に犯行を諦める理由で多いのが「近所の人に声をかけられた。ジロジロ見られたりした」なのです。

そこで、本町でのあいさつ運動についてお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「本町のあいさつ運動について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

挨拶につきましては、議員のおっしゃるとおり、地域における相互認知やコミュニケーションの機会を生み、人と人との繋がりを深めるものであり、その結果として地域コミュニティの形成や見守り機能の向上に繋がることで、防犯上も一定の効果が期待されるものと認知しております。また、見慣れない者に対する声かけ等が自然に行われる環境は、不審者に心理的な抑止力を与え、犯罪の防止に繋がる側面があるものと考えています。

本町においては、挨拶そのものを施策として実施している事業はありませんが、各地域において、堀江自治会パトロール隊や豊原地区ながら見守り隊、白方地区えがおの会子どもを守る会、多小さくらっ子見守り隊が挨拶を通して見守り活動を実施しています。これらの取組は、地域の繋がりを強化するための一環として重要な役割を担っていると認識しております。

今後も、地域における日常的な声掛けや挨拶が、防犯力の向上に資する重要な要素であるとの認識のもと、警察や防犯協会、各自主防犯パトロール隊等と連携しながら、挨拶や声かけが自然に広がる環境づくりを推進してまいります。以上、答弁と

させていただきます。

議員（中野 一郎）

今もご回答いただいたんですけれどパトロールについてですが、ながら見守り活動等の本町のパトロール活動についてお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「ながら見守り活動等のパトロール活動について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、現在、堀江自治会パトロール隊や豊原地区ながら見守り隊、白方地区えがおの会子どもを守る会、多小さくらっ子見守り隊が本町の自主防犯パトロール隊として、子どもの登下校時の見守りを行っております。その見守りに際しては、犬の散歩をしながら、花の水やりをしながら、また、農作業をしながら見守るなど地域に根ざした取組も行われているところでございます。また、町におきましても、児童の下校時間に合わせたパトロールを5月から始めております。

なお、不審者と思われる方を見かけた際には、速やかに警察へ情報提供していただくことが重要であり、本町といたしましても、警察等の関係機関と連携しながら、必要な対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、防犯キャンペーンについてです。

近年、特殊詐欺の手口はますます巧妙化し、高齢者を中心に深刻な被害が全国的に後を絶たない状況にあります。本町においても、住民の安全・安心な生活を守る観点から、被害防止の重要性は一層高まっています。そのような中、本町ではイオン多度津ショッピングセンター等において、多度津高校の生徒や丸亀警察署、多度津地域安全推進委員と連携した被害防止キャンペーンを実施しています。若い世代を含めた地域ぐるみの取組みとして意義のあることと思います。そこで、このキャンペーンの今後の取組の進め方についてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の「防犯キャンペーンの今後の取組の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町におきましては、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、多度津高校の生徒や丸亀警察署、地域安全推進委員の皆様方の協力を得て、啓発キャンペーンを実施しております。高校生の協力を得た取組は令和6年度から開始したものであり、令和7年度におきましては、企業の協力も得ながら実施するなど、関係機関と連携をし、取組の充実に努めてきたところであります。当該キャンペーンにつきましても、不特定多数の来訪者に対し、直接呼びかけを行うことで、防犯意識の向上や注意喚起に資するものであり、議員のおっしゃるとおり、若い世代を含めた地域ぐるみの取

組として意義のあるものと認識をしております。また、丸亀警察署管内の市町担当者が毎月、丸亀警察署において防犯などについて情報交換を行っています。今後も、これまでの取組を踏まえ、警察署や関係団体と連携しながら、より効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後に、この質問の最後ですが、香川県警察安全・安心アプリの「ヨイチポリス」の普及についてお伺いします。

「ヨイチポリス」は香川県警が開発したアプリで、これを広め、みんながダウンロードすることにより、香川県の犯罪、香川県だけでなく多度津町だったら多度津町にフォーカスして見ることもできるのですけれど、不審者、交通事故の発生状況、これは発生場所とか事故状況が分かり、日常の防犯活動に非常にプラスになります。そこで、これをもっと広めたら良いと思いますが、お考えをお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「香川県警察安全・安心アプリの『ヨイチポリス』の普及について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、香川県警察安全・安心アプリ「ヨイチポリス」は、県内の犯罪発生情報や不審者情報、交通事故の発生状況をリアルタイムで把握できる極めて有効なツールであると認識しております。本アプリの普及は、住民一人ひとりの防犯意識を高めるだけではなく、地域全体の抑止力を強化し、「安全・安心なまちづくり」を推進する上で大きな意義を持つものであり、広報たどつ等においても、紹介記事やダウンロード用の二次元コードを掲載することについて関係機関と調整してまいります。今後とも、香川県警察と緊密に連携し、「ヨイチポリス」の普及に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例があるのですが、この第二条、基本理念には「安全・安心まちづくりは、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要である」という基本的認識の下に推進されなければならない」と記載されています。つまり、犯罪のないまちづくりには、行政頼りではなく、自分たちの安全、安心は自分たちで守る住民の精神が必要であるとうたわれているのです。そのことも、住民に十分理解してもらい、私たちも議員として住民の1人として協力していきますので、多度津町を犯罪のないまちにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番目の質問、本町のデジタル化の推進についてお伺いします。

政府は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンとして、自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションを推進しています。自治体DXは、急速な人口減少や職員不足という課題に対して、持続可能な行政サービスの提供とデジ

タル技術やデータ活用による業務見直しが求められています。政府は2020年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、このビジョンを掲げました。2022年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが改めて位置づけられています。

地方からデジタル化を進め、地方と国の差を縮めるという方針を受け、DX推進の町の司令塔としてデジタル推進係を設け、全庁一体で整合性を持って推進し、利便性の向上と効率化を図り、「書かない」「待たない」「行かなくていい」自治体を目指さなければならないと言われています。ただ、多度津町の場合は面積が小さい、コンパクトな町ですので、住民サービスの観点からこの部分は当てはまらないかもしれませんが、それなので、町独自の施策っていうのが求められていることだと思います。

そして、令和8年この4月からデジタル推進係が新たに設置されました。デジタル推進係の職務は7つあり、DXの推進に関すること、以下全部で7つの項目がうたわれていますが、ここでは説明は省略しています。そして今回の質問は、情報システムの標準化については外しています。これはもう標準化で定められたことについて適切に行っていただければいいので、この質問を外しています。それ以外のDXについての質問で、5点ほど質問させていただきます。

まず1点目、コンビニ交付サービスについてです。平成31年4月1日よりマイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストア等で証明書を取得できるサービスが開始されました。住民票とか印鑑証明書とかいろんな証明書が交付されているわけなんですけれど、本町のコンビニ交付の全体に占める割合と、他の市町との比較、今後の進め方について伺います。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の「本町のコンビニ交付の全体に占める利用割合と、近隣市町との比較及び今後の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、本町のコンビニ交付の利用割合についてですが、その算出式は、分母を住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書などコンビニ交付の対象となる証明書の有料交付枚数、分子をコンビニ交付により交付した枚数としています。その算出式から求められた比率につきましては、令和5年度が15.9%、令和6年度が19.0%、令和7年度が22.4%となっており、コンビニ交付の利用割合は年々増加傾向にあります。

次に、近隣市町の状況につきましては、複数の自治体に照会を行ったところ、回答のあった自治体のコンビニ交付の割合は、低い自治体で約12%、高い自治体で約40%となっています。各自治体の規模やマイナンバーカードの保有状況などに違いがあるため、単純に比較することは難しい面もありますが、本町の利用割合は、回答のあった自治体の中では、中位程度に位置しているものと考えております。

最後に、コンビニ交付を普及させるための今後の進め方につきましては、窓口での交付を必要とされる方への対応を引き続き維持しながら、利便性の高い取得方法であるコンビニ交付をより多くの方に活用していただけるよう、広報誌やホームページへの掲載に加え、マイナンバーカードの交付や更新手続で来庁された方へのチラシ配布などを通じて、取得できる証明書の種類、利用可能時間、利用方法などを分かりやすくお知らせしてまいります。これらの取組により、コンビニ交付の更なる利用促進を図り、住民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、テレワークの推進についてお伺いします。

柔軟な働き方を実現するための環境整備、つまりテレワークの推進についてどう考えるかお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「テレワークの推進について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけとして、民間企業や規模の大きな自治体を中心に導入が進んできたテレワークですが、現在も働き方改革やDX推進の一環として、引き続き多くの自治体でその推進が図られております。

本町においても、一部ではありますが、現状、テレワークを実施可能な環境が既に整備できており、地方公共団体情報システム機構が提供するシステムを利用することによって、テレワーク専用の端末に自席のパソコン画面を仮想的に表示することができ、共有データの編集などが可能となっております。当該仮想環境においては、主にセキュリティ上の理由から、印刷や外部データの持ち込み、内部データの持ち出しなど一部制限はあるものの、技術的には庁舎から離れた場所でもパソコンを用いた業務が行える仕組みを有しております。

なお、テレワーク導入の利点としては、職員が外出先や出張先でも業務をよりスムーズに行えるようになること、育児・介護と仕事との両立を実現しやすくなることなどが挙げられます。一方で、マイナンバーをはじめとして個人情報の取扱いなどのセキュリティの観点や、多様な職種を有する行政事務の特性上、テレワーク時の業務管理が難しい点、加えて、特に本町のような規模の自治体においては、導入できる部署が限定的であったり担当業務によって勤務環境に大きな差が生じたりするなどの課題があり、本格的な導入には十分な検討が必要であると考えております。今後も、住民サービスの維持・向上を前提として、本町の特性なども踏まえつつ、業務の効率化や職員のワークライフバランスの更なる向上が図られるよう、引き続き、テレワークをはじめ柔軟な働き方に資する環境整備について調査研究を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、行政手続のオンライン化についてお伺いします。

町民のマイナンバーカードを用いた申請、マイナポータルからのオンライン手続きを可能にするなどの施策についてお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「行政手続のオンライン化について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町においては、現在、住民票の異動や子育て及び介護関連など、暮らしに直接関わるものを中心として、合計38の手続がマイナポータルからオンラインで行うことが可能となっております。具体例としては、転出の届出や転入・転居の予約、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、要介護・要支援認定の申請、各種選挙における不在者投票の申請などがあります。さらに、マイナポータルを利用せずにオンラインで行える手続として、文化・スポーツ施設の利用予約など5つのものがあります。

現在、各行政手続を行う際に必要な押印の見直しなども段階的に進めておりますが、今後も住民の皆様の利便性の向上や業務の効率化を目指し、現時点でオンライン化できていない手続に関しては、個々の手続の性質、住民ニーズ、費用面及び優先順位などについて、庁内でしっかりと検証を行いながら適切に推進していきます。併せて、既にオンライン化されている手続については、それぞれの所管課と協力して周知啓発にも取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、キャッシュレス決済の推進についてお伺いします。キャッシュレス決済について、今後どのように進めていくかお伺いします。

会計管理者（村井 崇一）

中野議員の「キャッシュレス決済の推進について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町では、住民の皆様の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済について段階的に取り組んでおります。現在、住民税・固定資産税・国民健康保険税及び軽自動車税の4税目については、地方税統一QRシステムのQRコードを納付書に印字しており、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済が可能となっております。また、令和9年4月1日からは、使用料や手数料等の公金についても納付書にQRコードが印字され、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済が可能となる予定です。

一方で、納付書のQRコード決済は、納付確認までに数日を要することから、即座に納付確認が必要となる証明書発行等の窓口業務には適しておりません。そのため、窓口でのキャッシュレス決済を実施するためには、即座に納付確認を行うことがで

きる専用のキャッシュレス決済対応機器の導入が必要となります。窓口でのキャッシュレス決済の実施につきましては、決済手数料や機器導入経費、費用対効果に加え、他のデジタル化施策との優先順位などを総合的に勘案しながら、今後検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれども、デジタル人材の確保・育成についてです。デジタル人材の育成を今後どのように進めていくかお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「デジタル人材の確保・育成について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

総務省が令和7年3月に策定し、令和8年1月に改訂した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、各自治体がDXを推進するに当たっては推進体制を構築することが望ましいとされており、それに資する取組の一つとして、「デジタル人材の確保・育成」が挙げられております。本町としても、限られた人的資源の中で、将来にわたり質の高い住民サービスを提供し続けるためには、非常に重要な観点であると考えております。そのことを踏まえ、まず、デジタル人材の育成については、令和7年度において、生成AIの活用に係る庁内研修会の実施や丸亀市主催の研修会への参加、技術系職員を対象とした中讃広域圏内におけるDX研修会への参加など、今後も確実に進んでいくデジタル社会に対応できるよう取組を進めています。

さらに、今年度においては、中讃広域圏内の2市3町の職員を対象とした、「DXキャンプ」と称する合同合宿型研修が予定されており、本町からも当該研修に職員を派遣する予定としております。これは、令和6年8月9日に行った「中讃広域圏のDX推進のための協働宣言」に基づき、中讃広域行政事務組合を中心として広域的に実施するもので、自治体の枠を越えた連携や共通課題の共有、デジタル技術を用いた課題解決策の創出などが見込まれております。当該研修を通じて、参加職員のデジタル分野のスキルアップや意識醸成はもとより、当該職員が所属する部署、ひいては役場全体への波及効果についても期待をしております。

また、今後は最新のデジタル技術の動向や情報セキュリティなどの専門知識がより重要となってくることから、外部のデジタル人材についても検討していく必要があると考えております。そのため、先述の人材育成と併せて、中讃広域行政事務組合や県との連携を通じて知識を有する外部人材を活用したり、他の自治体が行っている効果的な人材確保の方法を参考にしたりすることで、必要なデジタル人材の確保についても検討をしていきます。

最後に、今年度から町長公室に新設された「デジタル推進係」では、従前から行っている庁内ネットワークの整備や情報システム全般の調達・管理、地方公共団体情

報システムの標準化・共通化に加えて、DXに関する全庁横断的な取り纏めを行っていくこととしており、併せて、その取り纏めた内容に基づきDXに関する計画を策定していく予定としております。今後はこのデジタル推進係を中心として、デジタルデバインド対策なども含め、本町にとって真に有益なデジタル施策とはどのようなものか、庁内で継続して検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションの優良事例とか先進事例について、私もいろいろよその県とか市町も見てみましたが、それがそのまま多度津町に当てはまらないものもあるのじゃないかなと私は思います。今後、多度津町として、住民により良いサービスを、先ほどもお話ありましたが、より良いサービスを提供していくため、どうしなければならないかを考えていきながら、我々議会も協力していきますので、DX推進計画を立てていただいて、進めていただきますようによりしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは最後の質問ですけれども、成年後見制度の利用促進についてです。

これについては、丁寧なご答弁をいただく見込みでございますので、時間がちょっと足りないかも知れないので、私の提出原稿を端折らせてもらうところが1ページ分ぐらい出てきますから、これはご勘弁願います。

3番、成年後見制度の利用促進についてです。本町では、成年後見制度利用促進基本計画について、令和6年度から令和10年度を計画期間として策定しています。その次「現在、…」とずっと私がつらつら書いております。これは成年後見制度のことをいろいろ書いておりますが、答弁の時間が足りなくなったら困るので、この真ん中の辺りまでちょっと省略させていただきます。

そして、判断能力が十分でなく、一人では契約・選択、意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、老人福祉法等は、成年後見制度の市町村長申立てや、当該申立てをスムーズに行うための取組を市町村の福祉行政に求めています。そこで、平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づいている多度津町の成年後見制度の利用促進について、次の7点をお伺いします。

まず、1点目。「成年後見支援センターたどつ」、これは社協の方にあるんですけれども、における相談件数内容について、過去5年ぐらいどうだったかということをお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「成年後見支援センターたどつにおける過去5年間の相談件数と内容について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

成年後見支援センターたどつでは、弁護士や司法書士、社会福祉士による成年後見制度や遺言書等の相談を月1回行っています。相談件数については、令和3年度が

2件、令和4年度が15件、令和5年度が22件、令和6年度が15件、令和7年度が19件となっています。主な相談内容は、「成年後見制度の申立てについて」や「後見人等の候補者について」、「入院中の精神疾患のある方の金銭管理について」、「身寄りのない方の今後について」などでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町で成年後見制度を利用している人数についてお伺いします。また、それを担っている人の職種についても併せてお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「本町で成年後見を利用している人数と、それを担っている人の職種について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

高松家庭裁判所からの報告によると、令和7年8月1日時点で町内の成年後見制度を利用している人数は、合計で52人とのことです。成年後見人には、司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職のほか、親族も選任されているとのことです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、成年後見制度を利用する対象者の把握についてお伺いします。

認知症の方の数は年々増加する傾向にあります。本町の認知症の方の数とその傾向についてお伺いします。これは、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数でお願いします。

高齢者保険課長（西山 政有紀）

中野議員の「本町の認知症の方の数と傾向について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、「認知症高齢者の日常生活自立度」という判定基準は、認知症の方の日常生活における自立度を判定するためのものであり、ご質問の「Ⅱ」以上につきましては、日常生活に支障を来すような症状や意思疎通の困難さが見られ、「誰かが注意していれば自立できる」段階から「専門的な医療を必要とする」段階までを含む区分となっております。

人数といたしましては、令和7年度で658人となっており、これは介護認定を受けている方の約57%を占めております。また、傾向といたしましては、年度により多少の増減はございますが、概ね60%前後で推移している状況でございます。ただし、現在は「自立」や日常生活に支障の少ない「Ⅰ」の状態であっても、加齢とともに身体機能や判断能力が緩やかに低下し、「Ⅱ」以上の状態に移行する方が一定数いらっしゃるかと推察されます。

そのため、現在「自立」や「Ⅰ」の段階にある方々に対し、各種制度やサービスについて早期から関心を持っていただくとともに、日々の生活の中で介護予防を意識

して取り組んでいただくことが重要だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町の障がいのある方で、知的障害者、その他の精神障害のある方の人数をお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「障がいのある方で、知的障害者、その他精神障害のある方の人数について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

5月末時点の障害者手帳の所持者数は、知的障害は212人、精神障害は234人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、地域連携ネットワークでの「多度津地域サポートネットワーク連絡会議」には、どのような部会があり、メンバーとしてどのような方々が入られているかお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「地域連携ネットワークでの地域サポートネットワーク連絡会議には、どのような部会があり、メンバーとしてどのような方が入っているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の「地域サポートネットワーク連絡会議」には、要保護児童対策部会、高齢者部会、障害者部会、成年後見制度利用促進対策部会の4つの専門部会があります。

1つ目、要保護児童対策部会の構成機関等ですが、健康福祉課・教育総務課をはじめ、民生委員・児童委員協議会、医師会・歯科医師会、中讃保健福祉事務所、香川県警丸亀警察署、児童相談所です。2つ目、高齢者部会の構成機関等ですが、高齢者保険課及び地域包括支援センターです。3つ目、障害者部会の構成機関等は、健康福祉課のみですが、虐待の通報や届け出があった場合、ケースの対応緊急度により、指定相談支援事業所の相談支援専門員や法務監も構成機関等になり、対応します。最後に、成年後見制度利用促進対策部会の構成機関等ですが、健康福祉課・高齢者保険課をはじめ、多度津町社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、香川県社会福祉協議会です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、ご答弁ありました地域連携ネットワークでは、「協議会」の機能が必要になってきています。「多度津地域サポートネットワーク連絡会議」の機能・役割についてお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「多度津町地域サポートネットワーク連絡会議の機能・役割について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

当該連絡会議は、福祉団体や保健団体、各行政機関等を通じた様々な相談を受け、連携によりの確な状況把握を行い、専門的・継続的な対応を行うことで、高齢者、児童及び障害者等の福祉の促進を図ることを目的とした団体です。同団体では、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの法人・民間各種関係団体及び西部こども相談センター、警察署などの公的機関、健康福祉課・高齢者保険課などの委員による連絡会議を年1回、開催しています。また、それぞれの組織が連携し、包括的で適切な支援に繋げ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、各部会の活動実績や活動計画の報告などを行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですが、権利擁護とその手段の一つとしての成年後見制度の理解が、町民に浸透する必要があると思います。町民を対象にした広報とか啓発についての現状と課題や対策について伺います。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「町民へ成年後見制度の理解を浸透させるための広報・啓発についての現状と課題や対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和6年3月に、5年間を計画期間とする「第2次多度津町成年後見制度利用促進計画」を策定しています。この計画を策定するに当たり行った町民アンケート調査の結果では、「当該制度の内容を知っている」と回答した人の割合は33.1%と、多いとは言えない状況でした。現在は、令和10年度に目標値としている浸透率45.0%達成を目指し、町広報誌や町ホームページ、パンフレット等で広く町民に周知しているところです。

今後も、権利擁護を必要とする方の権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくりに努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ありがとうございます。

この成年後見制度というのは非常に分かりにくい制度なのですが、令和8年1月、今年の1月に、成年後見制度に関して、法制審議会において、改正要綱案というのが取りまとめられました。これにより、成年後見制度を根本から見直す方向性が具体的に示されることになりました。まだ最終原案はできていないのですが、特にこの今回の見直しは、単なる制度の改善にとどまらず、一度始めたら辞められないとか、生活の全てを管理されていることとか、本人の意思が尊重されにくいといった、成年後見制度が長年抱えてきた構造的な問題そのものを抜本的に見直そうとする内容になっています。この成年後見制度は、終活や認知症の備えとしての選択肢です。今回の改正で、より利用されやすいものになると思いますので、改正の情報も早めに把握して、住民に分かりやすい周知をしていただきますようよろしくお

願います。以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内真由美でございます。本日もよろしくお願いいたします。

令和8年6月定例会におきまして、次の3点について一般質問させていただきます。1点目はたどつmobi2台目運行について、2点目はたどつミライ会議の内容と今後について、3点目は財政健全化と少子化対策の推進についてです。一問一答方式でお願いします。

本題に入る前に、一言申し上げたいと思います。今回、全質問が政策課のみとなってしまう、政策課の皆様には大変お手数かけました。次回は他の課へ一般質問したいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

まず1点目として、去る5月13日にAIデマンドタクシー納車式がありました。今後、多度津町内に2台のたどつmobi車の実証運行することはとても喜ばしい事であり、交通弱者・買い物弱者の方の心強い足となるのでは、と期待しております。そこで質問です。昨年10月から開始された実証運行ですが、3月末までの実証運行データを基に検証を行うことになっていました。その総括を詳細にお答えください。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「たどつmobi実証運行の総括について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

多度津町AIデマンド型交通「たどつmobi」実証運行については、昨年10月に開始し、令和8年3月末を区切りとして6か月間実施しました。

まず、実証運行の実績につきましては、令和8年3月末時点で、会員登録者数269人、総運行日数118日、延べ運行回数1,376回、延べ利用者数1,579人となっています。

次に、運行実績の分析についてご報告します。「たどつmobi」の予約方法は、電話予約が約6割、アプリでの予約が約4割となっています。利用者の年齢層について

は、初回利用のハードルを下げるため会員登録を必須としていないことから、約4割の利用者の属性が不明となっていますが、属性が判明している6割については半数以上が70代以上の利用者となっています。さらに、75歳以上の方及び身体障害者手帳などをお持ちの方が対象となる「特別運賃」での利用者、こちらが延べ1,294人と、延べ利用者数の約8割を占めていることから、利用者の大多数は75歳以上の方であると分析しています。

次に、利用の傾向については、午前中、特に11時台の利用に集中しており、行き先としては駅や病院、スーパーが多くみられることから、日常生活の足としてご利用いただいているものと考えています。

当該実証運行の総括としては、利用者数は順調に増加してきており、住民の皆様の認知度も徐々に向上しているものと考えています。一方で、午前の運行と比較して午後の運行が低調である点や、運行の半数以上を複数回利用されている方が占めている点から、今後、利用者の裾野をさらに拡大していく必要があると認識しています。また、現在の平日午前8時から午後5時までの運行では、「仕事中の時間帯のみの運行であるため、現役世代の方々が利用しにくい」というご意見もいただき、高齢者層以外の年齢層を含め、より一層の利用促進に資する運行内容の改善や拡充などについて、検討を行う必要があると考えています。

なお、当該事業については、将来的な本格導入を前提として進めていることから、継続的に認知度向上と利用促進を図ることに加え、より精度の高い実証運行データを収集し分析することが重要です。そのため、これまでと同様の運行形態で、4月以降も切れ目なく実証運行を継続していきます。

現在、運行委託事業者をはじめ、関係機関と密に連携を図りながら、より利便性の高い、誰もが使える地域交通として確立できるよう、実証運行の継続と並行して、運行内容の改善や拡充などについて検討を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今後のたどつmobi 2台の運行内容など、現時点で分かる範囲でお教えてください。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「今後のたどつmobi 2台の運行内容について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、昨年12月に町内の医療法人から賜りましたご寄附を活用させていただき、たどつmobiに使用する新たな車両1台を購入し、5月13日に納車式を実施しました。当該車両は、3列目への乗り降りがしやすいシートレイアウトであり、車内での移動に便利な手すりが装備されていることなどから、利用者の方々にとって、利用しやすい車両であると考えています。このため、5月14日より今回購入した車両での運行を開始し、昨年度購入した車両については、現時点では

予備車両として位置付けています。当該実証運行の開始時点では、ミニマムな体制で運行を開始しましたが、今後の本格導入に向けて、最低でも2台体制での運行が必要になってくるものと考えています。

現在、運行委託事業者との協議も行いながら、2台体制での運行に向けて準備を進めていますが、ドライバーの確保を含め、準備には一定の期間が必要となります。引き続き、可能な限り早期に車両2台体制での運行を実現できるよう、準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

部活や塾の帰りなど時間延長を希望する方が多くいます。また土日祝日のJR多度津駅への利用やサクラートでのイベント会場の混雑回避にもなり、利用が増加し町の活性化にも繋がると考えます。

そこで、3点目の質問です。他の自治体、琴平やまんのう町のように時間延長、朝7時から夜10時までの運行は可能でしょうか。また、土日祝日の運行、併せて運賃の見直しは検討されていますでしょうか、お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「運行時間及び運行曜日の拡充について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、本町よりも運行時間の長い他の自治体では、部活動や塾の送迎などにも地域交通が活用されていることを承知しております。また、昨年度実施した「たどつmobi」の利用者アンケートでは、土日及び祝日も積極的に利用したいという方が7割以上、午後5時から午後7時に利用したいという方が約3割でした。さらに、先ほど答弁させていただいたとおり、利用者の裾野のさらなる拡大や、現行の運行時間では現役世代が利用しにくいとのご意見があることも課題であると認識しております。このため、利用者からの要望を整理しつつ、運行時間及び運行曜日の拡充を検討する必要があると考えています。

現在、運行委託事業者などと協議を行っている段階ではありますが、運行内容の拡充については、一度に大幅な拡充を行うものではなく、本町の財政負担や費用対効果なども慎重に検討しながら、段階的に運行内容の改善や拡充を行っていく必要があると考えています。また、運賃については、現時点で変更の予定はありませんが、今後の運行形態の変化や、それに伴う事業費の変動等を総合的に鑑みながら、検討をしていきます。

今後も、たどつmobiの利用促進と、利用者の方々をはじめとした住民ニーズの拾い上げを行いながら、引き続き、さらなる利便性の向上に資する運行内容について検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

最後になりますが、近隣市町への病院などへのmobi利用は可能となりますでしよ

うか、お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「近隣市町の病院等へのmobiの運行について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

地域交通の導入に当たっては、町内の移動のみならず、近隣市町の病院等への移動について、一定のニーズがあることは承知しています。しかしながら、他市町への乗り入れ等については、本町としての意向のみならず、それぞれの地域の住民の方々や、当該地域で既に交通事業を行っている事業者の方々のご意見などもお伺いした上で、最終的には各自治体に設置されている地域交通会議での合意形成が必須であることから、慎重に検討を進める必要があると考えています。また、町外への運行を行う場合、車両の増車やドライバーの確保など、運行体制の拡充が必要になることが想定されることから、本町の財政負担も十分に考慮した上で検討を進める必要があります。

そのため、現時点では「たどつmobi」の実証運行を丁寧かつ確実に実施し、その効果検証を行った上で、町内の地域交通をしっかりと確立したいと考えています。今後、中長期的に事業を継続する中で、将来的には、近隣市町への乗り入れなども、段階的に検討していくことが最も望ましいのではないかと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁ありがとうございます。住民ニーズの拾い上げを行っていただき、さらなる利便性の向上に資する運行内容を期待しております。どうぞ今後も検討をお願いいたします。

2点目、「たどつミライ会議」の内容と今後についてです。

令和8年3月24日「たどつミライ会議」が開催され、私も一般参加として参加いたしました。30名程の参加者で5人ずつのグループディスカッションとなり、「シニアになっても元気な町づくり」や「高齢者の居場所作り」などのテーマで話をし、多数の興味深い意見が出されていきました。

そこで質問です。この会議の趣旨と選出方法、内容などをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の「たどつミライ会議の趣旨等について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

たどつミライ会議につきましては、多度津町が抱えている課題やその課題の解決に向けた内容をテーマに、参加者が立場や年齢を超えて対話できる場を創出することで、参加者同士の相互理解を促進するとともに、参加者が多度津町のことを「自分ごと」として捉えるキッカケづくりを行い、官民協働によるまちづくりを推進することを目的として、令和3年度より毎年度1回程度開催をしております。

これまで、様々なテーマで会議を開催しており、そのテーマに応じた適切な参加者の属性を検討した上で、公募や関係団体への声かけなどにより、参加者を募っております。

昨年度に実施した会議では、テーマを「シニアになっても元気な多度津町～交通とまちづくり～」として、町内の高齢者福祉に関わる団体及び令和6年度に実施した「自分ごと化会議」の委員の方々への声かけを行いました。また、たどつmobiに会員登録をいただいている方々にもメールで案内を送付したところ、合計25人の方に会議に参加をいただきました。当該会議では、たどつmobiの実証実験が開始されたことを踏まえながらも、人口減少・少子高齢化が進行する状況の中で、まちを活性化するためには、アクティブシニアの方々を増やすことが重要であることを背景に、「いつ」・「何のために」移動したくなるのか、まちを楽しくするアイデアを出していただくことを目的に実施をいたしました。

今後も、官民協働によるまちづくりを推進するため、継続して「たどつミライ会議」を実施してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

結果は、シニアのどのようなアイデアが多くありましたでしょうか。お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「たどつミライ会議で出されたアイデアについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

昨年度実施した会議では、参加者25名の皆様に5つのグループに分かれ、まず1グループにつき5つ以上のアイデア出しを行っていただきました。その後、参加者全員で、出されたアイデアの中で良いと思うものに投票していただき、得票数の多かったアイデアについて各グループで議論を深め、アイデアの深堀りを行っていただきました。最終的に各グループでまとめていただいたアイデアが6点ありましたので、その概要についてご報告します。

1点目が、「ナイトバーも兼ねる野菜や果実のフリーマーケット」です。夏や冬でも実施可能な屋内イベントとして提案いただいたもので、若い人からお年寄りの方まで、様々な方が集まれる交流の場を作ることで、地域の人々のゲンキを創るというアイデアでした。

2点目が、「家庭菜園教室」です。家庭菜園が初めての方でも、楽しく家庭菜園を学べる教室を定期的で開催することで、仲間づくりや達成感を味わうことができるというアイデアでした。また、開催場所について、耕作放棄地を活用してはどうかという提案もいただきました。

3点目が「屋台村」です。駅周辺で実施することで、老若男女問わず、仕事帰りの方や旅行客の方など、様々な方が気軽に集まれるイベントを実施するというアイデ

アでした。また、アルコールも提供し、帰りには「たどつmobi」を利用するという提案もいただきました。

4点目が、「朝市」です。多度津港周辺で、定期的に特産品を販売することで、本町の名産品をアピールするとともに、町外からの来訪者を呼び込み、本町の賑わいを創るというアイデアでした。

5点目が、「多度津の土産店」です。多度津に来られた方のお土産としてはもちろんのこと、町外へ行く際の手土産を買うことができる場所を作ることで、町をあげて多度津町を盛り上げていくというアイデアでした。

6点目が、「駅前パン屋さん」です。地元野菜を使ったパンをキッチンカーで出張販売するというアイデアでした。

このように、参加者の方々からは、行政だけでは出てこない、柔軟でまちが明るくなるような素敵なアイデアを多く出していただきました。今回のワークショップのゴールは、参加者の方々の経験や日々の実感から、出かけたくなる場所や参加したくなるイベント、あったら助かる仕組みなど、率直なアイデアを出していただくことでした。今回提案いただいたアイデアは、今後の本町の事業などの検討を進める上での大切なヒントとして、全庁的に共有するとともに、可能なものについては、何らかの形にしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願いします。6点とも、町の賑わいや、町を盛り上げていこうという声が多かったように考えられます。そこで、再質問です。

2点目の家庭菜園教室で、耕作放棄地を活用してはどうかということ。それに似て、瀬戸内海の三豊市志々島の天空の花畑と呼ばれるような花のスポットなど、花の愛好家などの管理の下であれば、小さな空き地などを活用して地域の方の憩いの場となるような、そういう町の活性化にもなるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、町内でさまざまな団体あるいは個人の方々が、多くの事業を展開していただいております。こういった方々が、町有地、いわゆる公有財産の使用ということでご申請ありました場合、さまざまな活動についてできる限り、ご支援をしたいと考えてはいるところではございますが、地域特性等もございます。様々な場所に間地、いわゆる公有財産がございますが、それぞれの周辺環境、例えば住宅地である場合とかに限りますと、その使用用途というものが限られてまいります。こういったところにつきまして、事前にご相談いただきましたら、詳細を全てこちらで精査した上で、使用についての可否を決めていきたいと思っております。また、できる限り、申請団体として地域の自治会等の枠組みを使っただきまして、かつその

使用団体で責任を持って管理していただけるという前提のもとで申請をいただければと考えておりますので、その辺をご配慮いただきまして、ご申請をお願いいたします。また申請場所につきまして、所管が分からない場合、政策課で一旦お受けして各事業所にお繋ぎいたしますので、お気軽にご相談いただければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問の答弁ありがとうございます。いろいろ手続が大変そうなので、もう少し簡潔にしていいただければいいかなと思います。

3点目に参ります。今後その結果を踏まえて、町としてどのように対応を考えているのでしょうか。また、今回実施した「ミライ会議」全体を総括して会議の意義も含めて、町の見解をお答えください。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「たどつミライ会議の総括と今後の予定について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

昨年度の会議で出されたアイデアについては、全て庁内各課に共有しており、今後の各種施策の検討を行う上で、大切なヒントとして活用させていただいています。いただいたアイデアを、行政として、そのままの内容で実施できるものであるかについては十分な検討が必要ですが、アイデアのエッセンスなど可能な部分については、何らかの形にしていきたいと考えています。

また、たどつミライ会議については、多様な地域課題の解決に向け、町や民間団体等が取り組んでいる施策について、ワークショップ参加者が意見や感想を述べたり、アイデアなどを提案したりする場を創出することで、参加者がまちに関わるキッカケづくりを行うとともに、参加者から出された意見などをそれぞれの事業や施策の中で活かすことを目的としています。

今後も、官民協働のまちづくりを推進するため、当該会議を継続して開催していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

最後の質問です。次回の会議内容についてはどのように考えているのかお伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「たどつミライ会議の次回の会議内容について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

たどつミライ会議の次回のテーマについては、現在、庁内各課に対し、住民の皆様から直接、意見や提案を聞いてみたい事業・テーマの検討を依頼しています。現時点では、開催テーマは決定していませんが、多様な地域課題の解決に向け、町や民間団体等が取り組んでいる、または取り組もうとしている施策についてなど、ワーク

ショップ参加者が意見や感想を述べたり、アイデアなどを提案したりする場を創出することで、参加者がまちに関わるキッカケづくりを行うとともに、参加者から出された意見などをそれぞれの事業や施策の中に活かすことを目指し、継続して開催したいと考えています。

今後、開催テーマをはじめ、詳細な内容が決定しましたら、遅滞なく、議員の皆様にお知らせさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

とても有意義な会を毎年されているなと思っております。町民の意見を聞いて、その意見が反映されるよう期待しておりますので、よろしくお願いいたします。ちなみになんですが、私の出したアイデアは、シニアの行けるナイトディスコでした。結果は2票で却下されました。

3点目は、財政健全化と少子化対策の推進についてです。

本町では、これまで東日本大震災の教訓を踏まえ、多度津中学校の建替えや新庁舎整備など、住民の安心・安全を守る防災・減災対策に短期間で集中的に取り組んでまいりました。これらが住民の方々の命を守るための重要な事業であったことは重々承知しております。しかしながら、大型事業を短期間で実施してきた結果として、現在の本町の財政状況は非常に厳しい状況にあります。本町の令和6年度の将来負担比率は147.5%で、令和4年度以降少しずつ改善はしているものの、全国的に見てもまだ高い水準にあるのが実情です。

こうした状況の中、去る4月21日から23日にかけて実施した予算決算審査特別委員会の行政視察において、私は委員長として福岡県京都郡苅田町及び福岡県粕屋郡新宮町を訪問いたしました。両町では、都市計画に基づく計画的なまちづくりを通じて企業を呼び込み、「地域の稼ぐ力」を高めていました。そして、そのことにより税収を増やし、その税収を子育て世代への支援として、住民の方々にしっかりと還元することで、町に住み続けてもらい子育て環境を良くしていくという、素晴らしい好循環を作っていました。こうした「経済の活性化」と「住民の方々の暮らしの充実」がうまく噛み合うことこそが、将来にわたる持続可能なまちづくりの鍵であると感じました。

本町には、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化に伴う再編など、さまざまな課題が積み重なっています。しかしながら、現状の厳しい財政状況のままでは、これらの課題を解決していくことは困難です。今こそ、戦略的に企業を呼び込むための計画を立て、地域産業の振興と連動させることで「地域の稼ぐ力」を最大化していくべきではないでしょうか。そこで次の質問をいたします。

視察先の苅田町では、臨海工業地帯に多くの企業が進出し、大きな役割を担っています。本町においても、東港町・西港町を中心とする臨海工業地帯は、雇用の安定と町の財政を支える、本町にとって非常に大切な地域です。しかし、急速な人口減

少や高齢化が進む中、働き手の不足や産業の変化といった課題も明らかになってきました。地場産業を支えることは、町の未来を守ることと直結する重要な課題です。

今後、これらの地域産業に対して、町としてどのような後押しを検討されているのか、新たな計画や支援策の実施予定など、町のお考えをお聞かせください。

産業課長（喜田 浩希）

藪内議員の「地域産業に対する新たな支援策等について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問にもあるとおり、臨海工業地帯には多くの企業が進出しており、地域経済の発展や町内の雇用の創出といった多岐に渡る分野において、非常に重要な地域であると認識しています。同臨海工業地域で事業を展開している企業の中には、造船関連企業が多く含まれています。

国土交通省が令和7年12月に「造船業再生ロードマップ」を公表しました。同ロードマップの中には、国内の年間製造量を、現在の約900万総トンから、2035年に1,800万総トンまで引き上げることが示されており、今後、地方自治体に対して、何らかの支援の要請が行われる可能性があると思込られます。さらに、国が策定を進めている「戦略産業クラスター計画」について、本年5月18日に「四国地域における戦略産業クラスター計画」の素案が公表され、四国地域においては、造船・GX（グリーントランスフォーメーション）・四国ブランドの3つの分野について産業クラスターの形成を進める方向性が示されました。造船分野では、建造能力の増大、用地の拡充・インフラの整備、若手技能者や外国人材の確保・定着、サプライチェーンの強靱化などが重要な取組として示されています。また、GX分野ではAI（人工知能）、蓄電池、半導体などの産業振興に向けた人材育成やインフラ整備が、四国ブランド分野では食、観光、防災などの地域資源を結集した四国ブランドの強化が示されています。

本町としましては、企業の新たな設備投資に対し、新たに課税された固定資産税相当額について3年間助成を行うなど、現在も地場産業の支援策を講じているところですが、議員ご指摘のとおり、担い手の不足や産業構造の変化といった社会情勢の変化に対応した新たな支援策の必要性も感じており、現在、情報収集や検討を行っているところです。今後も、国及び県の動向を注視しつつ、情報収集に努め、地場産業の活性化に向けた施策の調査・研究を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

本町では、第7次多度津町総合計画を最上位計画として、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などの都市計画を策定されています。先程申し上げた視察先の両町では、これらの都市計画と企業立地環境の整備を戦略的に連携させた結果とし

て、企業誘致に成功し、安定した税収を確保していました。それらを踏まえ、2点目の質問をいたします。

本町においては、都市計画と企業誘致がどのように連携しているのか、また、今後の計画の見直しや新たな施策の検討に際して、企業誘致をより重視した戦略的なアプローチをとる考えがあるのか、町のお考えをお伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪内議員の「都市計画と企業誘致の連動について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町では、令和6年度から令和13年度までを計画期間とする「第7次多度津町総合計画」を最上位計画として、「主役は町民(わたし) 歴史を未来へつなぐまち たどつ」をまちの将来像として、各種施策を推進しています。議員ご指摘の「地場産業の支援」については、その重要性を認識しており、総合計画においても「地域経済・地域産業の活性化」を政策の一つとして掲げているところです。また、今後、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しを行う際には、今以上の都市計画と企業誘致が有機的に連動するよう、企業立地環境の整備などの内容も盛り込みながら、社会情勢に対応した適切な内容に更新していく必要があると考えています。

今後は、国及び県の都市計画の動向等も注視しつつ、先進事例の研究などを行い、都市計画と連動した計画的な企業誘致による税収の確保などに繋がる取組について、引き続き、検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁ありがとうございます。

町としてどんな課題も財政が絡んでおり、すぐに結果がでるものではないと理解しております。よりよい多度津町を目指すために今取り組むべき課題の優先順位を明確にし、子育て世代への揺るぎない支援の充実を図っていただくことなど、一つずつ確実にクリアしていくと、町の未来も変わってくると思っています。

以上で4番、藪内真由美、一般質問を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

これより休憩に入ります。再開は13時でお願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時0分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。2026年6月議会、一般質問をさせていただきます。

町立認定子ども園について、一問一答方式でお願いいたします。

多度津町には、民間保育所が4施設、豊原保育所、多聞院保育所、白方保育所、今治造船企業内保育所。民間こども園が2施設、愛光こども園、三井保育所。町立幼稚園が3園、豊原幼稚園、多度津幼稚園、四箇幼稚園があります。多度津町教育委員会は、平成28年8月に教育課題検討委員会に対して、教育課題解決のため諮問を行い、平成30年3月に教育課題検討委員会より「今後の町立幼稚園・小学校のあるべき姿、適正規模・適正配置について」が答申されました。この答申を受け、教育委員会は平成30年7月に「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」を策定しました。

幼稚園についての適正規模は、学級標準規模として1学級園児数6名以上、学級定員の園児数は年少25名、年中30名、年長35名以下とする。園の標準規模として1学年に複数の学級が再編できる。異学年間の複式学級の出現は避ける。適正配置については4園、当時白方幼稚園がありました。それから1園に再編する。再編の時期として、検討委員会答申においては2020年度開園を目標とすることが望ましいとされていましたが、難しい状況にあることから、速やかに再編に向けた準備に着手し、早期に開園できるように最大限努力する、とあります。そこで次の9点について伺います。

まず1点目です。10年前の幼稚園へ通う園児数と保育所に通う園児数は何人でしたか。園、保育所毎にお伺いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の「10年前の幼稚園に通う園児数について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

学校基本調査の基準日である平成28年5月1日時点で町立幼稚園へ通園されている園児数は、201人となっています。内訳は、多度津幼稚園42人、豊原幼稚園81人、四箇幼稚園65人、白方幼稚園13人です。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「10年前の保育所に通う園児数について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

10年前の平成28年4月1日時点、町内には私立の保育所が6施設ありました。このうち、同年に開設された事業所内保育所には町内児童の利用がなかったため、残る5施設の園児数になりますが、豊原保育所が191人、多聞院保育所が63人、白方保育所が88人、愛光保育園が119人、三井保育所が102人で、合計563人でした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2点目です。現在の豊原幼稚園、多度津幼稚園、四箇幼稚園の学級毎の園児数は何人でしょうか。学級標準規模、園の標準規模は適正規模に適応されていますか。お伺いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の「現在の各幼稚園の学級ごとの園児数及び学級標準規模、園の標準規模は適正規模に適応されているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

現在の各幼稚園の学級ごとの園児数は、多度津幼稚園年少4人、年中8人、年長5人、合計17人。豊原幼稚園年少15人、年中19人、年長16人、合計50人。四箇幼稚園年少8人、年中11人、年長11人、合計30人となっています。

国においては、学校教育法に基づく幼稚園設置基準第3条で「学級の幼児数が30人以下を原則とする。」とされています。なお、最低人数についての定めはありません。また、1学級の幼児数については、今年度施行の改正が行われ、35人から30人となっています。また、同基準第4条で「学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。」とあります。

町においては、議員ご指摘のとおり、平成30年7月に策定した「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」に基づき、幼稚園の適正規模及び適正配置を定めています。まず、学級規模については1学級当たりの園児数を6人以上とし、学級定員は年少25人、年中30人、年長35人以下としています。また、園の標準規模については、各学年で複数の学級が編成できる規模を基本とし、異学年複式学級の出現は避けることとなっています。さらに、適正配置については4園から1園に再編することとされています。

一方、現在の状況については、同基本計画の学級規模においては、1園で2学級が最小の人数を満たしていません。また、園の標準規模として、3園とも複数の学級を編成できる園児数とはなっていません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。

現在の保育所、こども園の園児数は何人でしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「現在の保育所、こども園の園児数について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

保育所4施設のうち、豊原保育所が106人、多聞院保育所が53人、白方保育所が21人、堀江保育所が2人で、合計182人です。認定こども園2施設のうち、愛光こども園が114人、三井保育所が90人で、合計204人、6施設の合計は386人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。

保育所で放課後児童クラブを運営しているところがありますか。伺いたいします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「保育所で放課後児童クラブを運営しているところについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

現在、放課後児童クラブを運営している保育施設は、豊原保育所が運営している「たけのこクラブ」と、多聞院保育所が運営している「放課後児童なかよしクラブ」の2施設で、令和7年度は月平均で「たけのこクラブ」は36人、「放課後児童なかよしクラブ」は22人が利用しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5つ目です。

小学校から、保育所の放課後児童クラブまでの移動時の交通安全等の安全対策はどのようにされていますか。伺いたいします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の「小学校から、保育所の放課後児童クラブまでの移動時の交通安全等の安全対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

保育所の放課後児童クラブへ通う児童と自宅へ帰宅する児童において、交通安全を守ることに違いはありません。よって、児童全体に対しての交通安全等の安全対策が必要であると考えています。その上で、保育所の放課後児童クラブを利用している児童が多く在籍している多度津小学校及び豊原小学校校区においては、地域の方々による見守りのほか、多度津小学校では月1回程度全校児童を対象とした下校時の見守りを、また、豊原小学校では週1回の集団下校を実施しています。さらに、機会を捉えて児童に対して学校等が交通安全指導を行うなど、通学における安全確保に努めています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

家に帰るのも交通安全対策は必要なんですけれど、そのまま家に帰るのとどこかに寄るといのはやはり気持ち的に何か差があるような気がしますので、その辺も踏まえて保育所と小学校、連携をして交通安全等の対策に十分ご留意いただけたらと思います。特に豊原小学校から豊原保育所に行くのは、非常に道幅が狭いですし、多度津小学校から多聞院に行くのはちゃんと歩道が整備されており信号機もありますので、ちょっと状況が違うかなと感じております。よろしくお願いいたします。

次、6点目です。

民間保育所、こども園には、町より補助金を出していますが、主な目的と補助金

10年間の総額はいくらになるのでしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「民間保育所、こども園への町補助金の主な目的と補助金10年間の総額について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

平成28年度から令和7年度までの10年間、延長保育や一時預かり事業などの子育て支援事業の実施、保育士確保のための人材紹介会社利用手数料への補助、障害児保育に係る保育環境の充実及び保育士の負担軽減などを目的として、保育施設6施設に対し、合計7億5,614万9,590円を補助金として交付しています。なお、この補助金には国及び県の補助金も含まれており、町からの支出は、およそ3分の1にあたる2億5,200万円です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁に対して再質問させていただきます。

総額で7億5,000万強、町からは2億5,000万ということなのですが、この10年間の傾向として、補助金がどのように推移をされているのでしょうか。10年前に比べて近年は減ってきている、またその逆で徐々に補助金が増えている、等でかまいませんか。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の再質問に、答弁をさせていただきます。

近年、国の法律等改正がありまして、いろんな補助事業が増えております。主には国が2分の1、県4分の1、町が4分の1の負担、それから最近では国3分の1、県が3分の1、町が3分の1の補助金も増えておりますので、徐々に、肌感覚であります。増えてきているように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、7点目です。

少子化により経営困難となった場合の補助金金額は、どこまでを考えられていますか。お伺いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「少子化により経営困難となった場合の補助金の額はどこまでを考えているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

現在のところ、民間保育所、こども園が少子化により経営困難となる状況は見込んでいません。今後、少子化が更に進み、経営困難が見込まれる状況となった時点で、国や県、近隣市町の状況や動向を注視していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、8つ目です。

保育所が園児募集を停止した場合の受け入れ態勢は、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の「保育所が園児募集を停止した場合の受入れ態勢はどのように考えているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

保育所の一つが募集を停止する状況が生じた場合には、まず、対象となる児童数や年齢構成、各家庭の保育の必要性、また町内各保育施設の受入れ可能状況を確認した上で、個別に調整を行うことになると考えています。その中で、3歳児以上については、町立幼稚園での受入れが可能です。また、0歳児から2歳児までの低年齢児については、幼稚園での受入れができないことから、他の保育施設に対し、受入れの協力をお願いしていくことになると考えています。

町としましては、保護者の皆様に不安が生じることのないよう、関係施設と十分に連携し、保育の継続が可能となるよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

募集を停止する時期を決定するのに、町への届などの規約や、例えば何年前に届ける義務があるなどの規約はありますか。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町には、多度津町特定教育保育施設等の確認に関する規則があり、この規則では、特定教育保育施設等が確認を辞退しようとする場合、3か月前までに町へ届出でなければならないこととされています。ただし、実際に募集停止等が行われる場合には、利用者の皆様への影響が大きく、また他の保育所等との受入れ調整も必要となります。そのため、町としては、規則上の期限にかかわらず、利用者にご迷惑をおかけしないよう、できる限り早い段階で相談をいただき、関係施設と連携しながら対応していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

もう1点、再質問させていただきます。

町内の他の保育施設、受入れの余裕があれば、他保育所からの受入れというのは可能かもしれませんが、現在の保育士不足などといろいろ言われているので、受入れが無理となれば町外へお願いすることもお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（森 純子）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

町内の他の保育施設に受入れの余裕がある場合には、町内での調整が可能であると

考えていますが、おっしゃるとおり、保育士の不足などにより受入れが難しい場合も想定されます。そのような場合には、近隣市町との協議も対応策の一つと考えています。ただし、町としては、保護者の送迎の負担や児童の生活環境を考慮し、原則として町内の保育所等で受け入れることを基本に考えています。このため、保育士の確保に向けて、町単独事業として保育士人材紹介手数料の補助事業など、保育士の雇用に対する支援を行っているところです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ますます補助金の支出が大きくなるような傾向にあるのではないかと危惧いたします。

そこで、最後の質問です。そういった全体的なことを考え、町立認定こども園の建設を考えるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の「町立認定こども園の建設について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町における保育・教育施設の検討状況につきましては、議員ご承知のとおり「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」に基づき、公立幼稚園を統合する案で検討を進めております。この幼稚園統合に向けて、現在、就学前の幼児数の減少や園舎の建築年数、町の財政状況を含め、政策企画調整会議において協議を重ねているところであります。一方、保育所につきましては、本町では、全て民間施設であり、設置者が異なっている状況であります。

よって、幼稚園と保育所の設置者が異なることに加え、公立幼稚園の統合という重要な課題に取り組んでいるため、町立認定こども園の設置については、現在のところ検討はしておりません。急激な少子化が進む中、社会情勢や住民ニーズの多様化・複雑化などの変化に対応できるよう、民間保育所と連携を密にしていまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

10年前の幼稚園児数201名、保育所の園児563名で合計が764名です。現在が、幼稚園が97名で保育所が386名、合計483名。10年前と比べて281名の減少であります。減少している中でも、こども園となっている愛光こども園、三井保育所の減少の割合としては少ないと具体的に数字で表れております。

それは何を意味するかというと、やはり保護者にとってはこども園の要望があると私は考えております。多度津町の少子化で、子育て世代の人たちに住んでもらうためにはそういったニーズにこたえるのと、特に中学生、高校生のテスト期間になると、善通寺の図書館、また丸亀の図書館で、勉強してから自宅に帰るという声をよく聞きます。そういった若い人たち、特に小学生、中学生、高校生のニーズにこた

えるためには、そういったこども園、図書館などに、こたえていく必要があるのではないかと考えておりますので、財政が厳しい、当然優先順位を考えてされていることとは思いますが、子どもを鑑みて施策を進めていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで6番、兼若 幸一の一般質問を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員は質問を終わります。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。2026年6月議会の一般質問をさせていただきます。一問一答式でよろしくお願いいたします。

私は、議員活動を通じて、常に町民の皆さんの声に耳を傾けることをモットーとしてまいりました。地域を歩いて、直接お話を聞いて、その声を町政に届けることが議員の仕事の一つであり、重要なことだと考えているからです。町民の方との対話の中で強く感じるのは、町がどこに向かおうとしているのか、何を大切にしているのか、それが町民に見えていないという現実でした。このように町政が町民に不透明だと、町民は町政について関心を持ちにくくなると思います。

もし町のビジョンなどが見えたら、「ここはいいなあ」とか「ここは違うなあ」と町民の皆さんも意見が言いやすいですし、「こうしたらどうか、こうしてほしい」などといった提案もしやすくなると思います。そうやって町民が町政に関心を持ち始めて、その意見が反映された時に、町民は自分たちの町にまた愛着を感じることに繋がるのではないかと思います。町民が町政に関心を持って参加して愛着を持てる町こそが、住んでいる人が幸せな多度津町だと私は考えております。

多度津町には現在、「第7次総合計画」や「たどつの輝き創出総合戦略」などといったさまざまな町のビジョンや方向性を示す計画が存在しています。これらの計画はどこに掲載されているのでしょうか。町のホームページに掲載されています。町の広報誌にも掲載されたかもしれません。でも、どれほどの町民の方がこれらを知ってくれているのかは非常に疑問です。なぜならば、私が町民の皆さんとお話しをする中で、これらの計画の存在や内容を知っている方が本当に少ないという現実があったからです。ホームページや町の広報誌に載せる、それだけで周知したことになるのでしょうか。また、多くの町民がこれらの存在をあまり知らないままで、これらの計画は役場内で策定されて、役場内で見直されています。策定の過程に町民の多くは関わる機会はほとんどありません。住民アンケートやパブリックコメントが行われることがあります。それで十分な町民参加といえるのでしょうか。もっと町民の皆さんに興味関心を持ってもらい、参加してもらいたいと思います。

そこで、まず伺います。現在、町はどのようなビジョンや計画を持っているのか。

そして、それを町民にどのように周知しているかを、お伺いして確認をさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の「町で策定しているビジョン及び計画、その周知方法について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、町民の皆様が「自分たちの町だ」という強い愛着を持ち、町政に期待と関心を寄せていただけることは、住民主体のまちづくりにおいて何よりも重要であり、その実現のためには、町のビジョン等を町民の皆様と共有することが必要であると認識をしております。

ご質問の「町が策定しているビジョン及び計画」について、まず、町の最上位計画として「総合計画」があります。総合計画は、町の目指すべき将来像と将来目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な政策の大綱を示すものです。現行の総合計画は、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする「第7次多度津町総合計画」であり、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に捉え、限られた資源の中で行政運営を行うための基本方針を定めております。また、本町をはじめ、全国の多くの自治体が直面する少子高齢化や人口減少といった課題に対して、どのように対応していくかを示す計画として「第3期たどつの輝き創生総合戦略」を策定しております。当該戦略は、本町の人口現状と将来の展望を提示する「多度津町人口ビジョン」で明らかになった人口減少の現状と中長期的な展望を基に、人口減少対策を推進し、地域の活力を向上させていくための具体的な数値目標や、今後5年間で取り組む具体的な施策などを位置付けております。

これらの計画につきましては、単に行政の中の計画とするのではなく、行政と町民の皆様との協働によるまちづくりを推進するための共有すべき目標であると考えております。

次に、これらの計画の周知についてご説明を申し上げます。現在、本町では、町公式ホームページへの掲載を基本としながら、総合計画につきましては、策定の趣旨や基本政策を簡潔にまとめた「概要版」を作成し、自治会を通じて全戸配布を実施しております。また、総合戦略につきましては、町公式ホームページに加え、公式LINE、Facebook、XといったSNSを活用した情報発信にも取り組んでおります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、これらの取組が全ての町民の皆様へ十分に届いているかという点につきましては、さらなる改善の余地があると感じております。ホームページの公開やSNSの発信のみで満足するのではなく、より多くの町民の皆様が、これらの計画を「自分ごと」として認識いただけるような周知方法を模索していく必要があると認識をしております。今後も様々な意見を頂戴いたしながら、町民の皆様との対話を重ね、議会の皆様と一体となり、より一層、魅力のあるまちづくりを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただいまの答弁に対して再質問なのですが、自治会を通じてということは自治会に入っていない方とかにはどのように配布して、全戸配布をされているのでしょうかお伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

総合計画等につきましては概要版を作成し、全戸配布はさせていただきました。ただしご指摘のとおり、自治会に加盟している方に限ったものとなっております。それ以外の方につきましては、概要版についてはお手元には届いていないと認識しております。これらの方に対しまして、どのような形で広げていくべきかということにつきましては、共通の課題として捉えております。今後も研究をして、なるべく皆様方のお手元に届くようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に、私はここで根本的な問いをさせていただきたいと思います。

この町のビジョンや計画は、一体誰のためにつくられているのでしょうか。

政策課長（植松 肇）

藪議員の「町のビジョンや計画は、誰のために作られているのかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の総合計画や総合戦略は、「多度津町のすべての町民の皆様」のために存在しています。行政が計画を策定する理由の根幹は、「町民の皆様の暮らしをより豊かにし、地域の未来を守り、持続可能なまち」としていくためであると考えています。先ほど町長の答弁の中にありましたとおり「総合計画」や「総合戦略」は、行政だけでまちづくりを推進するための計画ではなく、町民の皆様、地域の事業者の皆様、そして多度津町に関わる全ての皆様との「協働」によって、まちづくりを推進するための計画です。

現在、第7次総合計画では、まちの将来像を「主役は町民（わたし）歴史を未来へつなぐまち たどつ」としています。この将来像には、「住みたい」、「住み続けたい」まちだと思っていただけるまちづくりを、主役である町民の皆様と協働で実現していくという思いが込められています。現在、人口減少や少子高齢化の進行の影響等から、行政のみでまちづくりを行っていくことが困難な時代となってきています。その中で、町民・地域・団体それぞれが主役となってまちづくりを進めていくことが最も重要であると考えており、計画の策定過程や見直しの場面におきましても、町民の皆様の参画を促し、その声を町政に反映させていく必要性を認識しています。

今後、計画の内容をより分かりやすい言葉で伝えることや、多様な場を通じて町民

の皆様の意見を直接伺う機会を創出し、計画が町民の皆様の日常の延長線上にあることを実感していただけるよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

町の将来像、「主役は町民（わたし）」という皆さんの多くがそれらのビジョンや計画の内容をあまり知らない現状を、町はどのように認識していますか。また、現在の周知方法で十分だとお考えでしょうか。お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪議員の「町民のビジョンや計画に対する認知度について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

総合計画や総合戦略についての町民の皆様の認知度については、議員ご指摘のとおり、計画を知らない町民の方々が一定数おられることは事実であり、行政として、より一層の周知方法の改善や拡充を図る必要があると強く認識しています。

しかしながら、計画策定の過程においては、役場内部だけの「閉ざされた環境」で策定を進めてきたものではありません。総合計画及び総合戦略の策定においては、町民の皆様に参加いただく「ワークショップ」を開催し、町民の皆様の生の声や、まちづくりに対する想いを直接伺う場を設けてきました。また、策定過程では、町議会議員の皆様をはじめ、民間団体の方々にも参画いただいている外部有識者会議において、専門的な知見や客観的な視点を交えた議論もいただいているところです。これらの取組は、町民の皆様との協働でのまちづくりにとって、重要なプロセスであったと考えています。

一方で、これらの計画について、町民の皆様に十分に広がり、共有できていないという事実については、真摯に受け止めなければならない課題であると認識しています。これまでは、「自治会を通じての全戸配布」や「ホームページ・SNSでの公表」といった、広く情報を届ける手法を主としてきました。これらは基本的な情報公開として重要なものであると考えていますが、それだけで計画の価値や重要性が十分に町民の皆様に届いているかという点については、改善の余地があると考えています。最終的な理想としては、「計画を知っている」状態から、一人ひとりが「自分に関係があることだ」と認識いただき、そこから「意見を言いたい」と思っただくことが重要だと考えています。

今後は、従来どおりの周知をベースにしつつも、町民の皆様の関心事と計画を結びつけるような、より具体的で、日常生活に近い形での情報発信の手法等について研究に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただいまの答弁に対して、こちらは意見なのですがけれども、一生懸命つくったこういうビジョンなんかをみんなに知ってほしいですし、興味関心をその後持っても

raitai shi, soshite hennara isshoni machizukuri ni sanka o shite hoshii. nanarin shidake no bijion ni natte hoshikunai iu omoi kara, kono yuuna shimon o sasete itadai te o irimasu. jibun no sunde iru machi no koto o isshoni kae rareru yuuna shikumi o kae te hoshii to, kore kara mo tsuyoku omoimasu.

sore dewa, shi kara mo machi mi he no shuchi houhou de iku tsuka tetsan o sasete itadakisimasu. kore ra ha, shi dake ga kae ta mono ja nakute, machi mi no he san to no taidwa no chde koi iu mono ga atta ra ba nari yasui na to tetsan itadai ta mono desu. 1 tsuzutsu omoi isai shite itadakisimasu.

masu 1 tsu mi ha, bijion no 「mie ru ka」 desu. genjitu, houmu peeji ni kaku sa re te i ru yuuna pdf no yuuna mono da to, moji suu mo o ka tta ri, peeji suu mo ooku te shi mu ki ni na re nai mo to i chsu i ra tte i ma shi ta. sou gaisaku ya kaku shu saku o, machi mi ga pat to mi te ba ka ru yuuna kotoshi ya irasuto o moite, shinpuru de kinsaku ni ma to me te tsue te mi te ha dou ka to omoimasu. toppu ni mi yasui mono o oite, motto shushiku shi ri tai mo to ga sa ra ni pdf he to shi mi sunde i ke ru yuuna ni sei shi te ha dou de sho u ka. omoi ishi masu.

seisaku kachou (shimatsu shou)

shu gi i n no 「bijion no mie ru ka ni tsuite」 no go shimon ni, tapan o sasete itadakisimasu.

gi i n go tetsan no, irasuto o moita shinpuru de kinsaku na 「mie ru ka」 ni tsuite ha, machi mi no he sa me he no shi tsu o to ru ue de, kou gaku na ku shu de a ru to shi naku shi te i ma su. genji, sou gaisaku kaku shu sou gaku sei raku ni oite mo, kaisaku no kushu ya jyu i mpo i n to o irasuto ya koushi o moite kinsaku ni ma to me ta 「kai yaku ban」 o sei shi te o iri, dai 7 shi sou gaisaku ni tsuite ha, tsei kai yaku ban no kenshu kibu o shi tte i ma su. mata, machi no houmu peeji ni oite mo, sei shu i shi kaisaku de a ru sou gaisaku he, toppu kaku mi kara wan kuru kku de touda de ki ru yuuna ai kon o sei shi su ru na do, akuse su se i no kou jyo ni tsu me te ki ma shi ta. kore ra ha, kaisaku he no i nku o sei bu su ru to i u kaku mi kara, i chn no shaku o koto shi te i ru mo to kae te i ma su.

mata, sma tu fon o ha ji me to shi ta dei jitu ru kaku mi ga ka kaku mi ni sei shi shi te i ma su no de, kou go ha, kaisaku o 「chshi」 to shi te sei shi su ru no mi na ru zu, web ue de mo yori shi kaku mi de su to re su na ku mi ra re ru kaku mi mo shi yoku ni i re na ga ra, kaisaku no sei shi te shi u ki ga a ru to kae te o iri, gi i n go tetsan no 「toppu peeji ni shi kaku mi te shi e ru kinsaku na koten su to o sei shi shi, shushu o shi naku shi tai mo to ga shi kaku mi shi te shushu shi su to he to shi mi su me ra re ru」 to i u 「kaku shu i shi」 no shi naku sei shi ni tsuite ha, shu hou to shi te fei chn ni kou gaku mi de a ru to kae te i ma su.

kou go, machi mi no he sa me to kyu u de ki ru 「mie ru bijion」 no shi ren ni kou ke, kou go go tetsan mo sei naku shi na ga ra, shi kaku mi na dei jiu n no kaku mi ya, shu i mpo kotoshi o kaku mi shi ta kotoshi shi bi na do, machi mi no he sa me no me sen ni tatta 「tsu wa ru kaisaku」 o sei shi de ki ru yuuna, shi naku shi tsu me te i ma su. i shi, tapan to sasete itadakisimasu.

gi i n (shu no ri ko)

そして2つ目ですが、ホームページや広報誌だけでなく、SNSや地域に出向いた説明の場を設けるのはどうでしょうか。今の時代にみんながよく見ているSNSという手段を用いて届きやすくするのは必要な手段だと考えます。それだけでは不十分なので、直接町民の方とお会いする機会も設け、直接議論することによってお互いが考えていることが理解しやすくなるのではないかと考えます。このような方法を導入してはどうか、お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪議員の「SNSや地域に出向いた説明について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、SNSでの発信については、先ほど答弁しましたとおり、本町では公式LINE、Facebook、Xなどの媒体を通じ、計画の策定をはじめとした各種施策の発信等を行っています。しかしながら、膨大な情報が流れるSNSにおいては、ただ発信するだけでは、町民の皆様に関心を持っていただくことが困難になってきていると認識しており、多くの町民の方々が日常的に触れているSNSを通じて、情報を「届ける」だけではなく、いかに「目に留めていただくか」という工夫が必要であると考えております。

また、議員ご提案の地域に出向いての説明の場を設けるといった手法については、特に本町の最上位計画である総合計画や、本町のみならず全国の多くの地方自治体の課題である人口減少対策についての計画である総合戦略などの重要な計画について、より一層、町民の皆様にご意見を頂く場を創出する取組として効果的であると考えています。これまでは、ワークショップや有識者会議といった枠組みで意見を伺ってきましたが、地域に出向いての説明の場を設けることで、普段はなかなか行政と接点のない方々からの生の声を直接お聴きすることも可能になると考えています。

今後、いただいたご提案を参考に、他自治体における先進的な事例や手法についても幅広く研究を行い、町民の皆様の声が町政に反映される、より開かれたまちづくりを推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただいまの答弁に対しての提案なのですけれども、個人的には、学校などの子どもたち皆さんに対しての出前授業なんかも機会もあればいいなと考えております。子どもたちに、自分の住んでいる町のことを知ってもらう良い経験になればと考えました。

次に、住民アンケートやパブリックコメントについてもお伺いします。これらは、確かに町民の意見を聞く手段としてあります。しかし、アンケートに答えた経験がある町民は限られています。現状、パブリックコメントの存在すら知らない町民もいらっしゃいました。現在の住民アンケートやパブリックコメントの参加状況を、

どう評価されていますか。これは、十分な町民参加と言えるとお考えでしょうか、お伺いします。

政策課長（植松 肇）

藪議員の「住民アンケートやパブリックコメントの参加状況について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和4年度に実施した「第7次総合計画」策定時の住民アンケートでは、無作為に抽出した18歳以上の町民2,000人にアンケートを送付し、回答数628人、回答率は31.4%でした。この結果について、外部有識者の方々等で構成する「総合計画審議会」におきまして報告を行った際、委員の方より「アンケートの対象者数が少ないのではないか」とのご指摘をいただいたことから、令和6年度に実施した「第3期たどつの輝き創生総合戦略」策定時の住民アンケートでは、対象を2,500人に拡大しました。その結果、回答数1,034人で回答率は41.4%と向上しています。また、当該戦略の策定に当たっては、本町の未来を担う世代の声を聞くため、多度津中学校の生徒を対象としたアンケートも初めて実施しました。506人の生徒に対し455人の回答をいただき、回答率は89.9%となりました。なお、令和4年度の「第7次総合計画」策定時から、利便性向上のため、郵送のみであった回答方法にWEB回答を導入し、多様な層が参加しやすい環境づくりも行っています。

次に、パブリックコメントについては、「第7次総合計画」の策定時には1人の方から1件のご意見にとどまりましたが、この結果を踏まえ、住民アンケートと同様に手法等の改善を検討し、「第3期総合戦略」では周知方法を拡充しました。町公式LINEでの複数回にわたる通知や、庁舎・公民館等でのパブリックコメント実施のお知らせの掲示など、目に見える形での周知強化を図った結果、4人の方から7件のご意見をいただくことができました。

このように、参加状況については、常に改善を意識してきた結果、徐々に回答数等が増加しているものの、町民の皆様全体の認知度という点では依然として改善の余地はあるものと考えています。制度を設けているだけでは十分な町民参加とは言えず、多くの町民の方々に存在を知っていただくための周知方法や意見を出しやすい環境づくりは、今後も継続して取り組むべき課題です。現在実施している手法を基本としつつ、より多くの方々のニーズやご意見を反映できる仕組みとなるよう、また、引き続き改善を図れるよう、検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

こちら、私からの提案があります。こちら先ほどと同じように、私だけが考えたものではなく、町民の方々とこのようにしてはどうかと提案いただいたものです。

現状、パブリックコメントや住民アンケートは、その時募集の存在を知っている町

民しか参加できません。募集をされ始めても気付かないままに、募集が終了していることがほとんどだといいます。もっと皆さんが参加してくれるように周知し、参加の人口をもっと広げる必要があると考えます。例えば、意見募集をし始めたことをリアルタイムでSNSなどで発信して、周知をすることも必要ではないでしょうか。そもそも随時、町のSNSに気軽に意見を送れる仕組みや地域ごとの小さな座談会、若い世代が参加しやすいオンライン意見募集など、日常の中で町民が自然に関われる方法を取り入れるべきではないでしょうか。

このような仕組みを導入するお考えはありますか、お伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

藪議員の「日常の中で町民が意見募集に自然に関われる方法について」のご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の日常の中で町民が自然に関われる仕組みについては、町政への町民参加を促進し、「主役は町民（わたし） 歴史を未来へつなぐまち たどつ」という第7次総合計画の基本理念を実現する上でも、今後も継続して検討する必要があるものと認識をしております。

本町では、従前より町長との対話集会や町ホームページのお問い合わせ欄での意見の受付のほか、自治会の会合などに合わせて町の取組や事業をお知らせしたり、意見をいただくことを目的の一つとした町政報告会を開催したりするなど、町民の皆様の声を傾聴するための取組を実施しております。また、これまで議員の皆様からいただいたご指摘も踏まえ、先ほど答弁した総合戦略に加え、昨年度実施した「第7次たどつ男女共同参画プラン」のパブリックコメントからは、従来の町ホームページでの周知とともに、X・Facebook・LINEといったSNSを活用して、募集開始のお知らせをリアルタイムで配信する取組も開始をしております。今後は各事業において実施するアンケートについても、それぞれの担当課とともに効果的な周知方法を検討してまいります。

次に、SNSで気軽に意見を送れる仕組みやオンラインでの意見募集などについては、町民の皆様と行政との距離をより縮める環境づくりに寄与し、従来の方法では意見をお寄せしにくかった方からも、意見を頂戴できる可能性が高まるのではないかと考えております。一方で、近年、多くの自治体において、明らかに現実的に実現困難な意見や提案が強い要求として届けられる事案や、個人の考えをもって行政にそのとおりに行動するよう執拗に迫る事案、個人の思いどおりに行政が動かないことなどを理由に職員を誹謗中傷する事案など、いわゆるカスタマーハラスメントに該当するような事案が発生し、本町においてもそれらに近い事案が確認されており、その対応には多くの時間と労力を要することとなっております。

地方自治においては、町民一人ひとりの多様な意見を尊重しつつ、公共の福祉のもとで地域全体の最適化を図ることも求められます。サイレントマジョリティの意見

も行政にとっては非常に重要です。それらのことを総合的に勘案しますと、SNSなどを通じて気軽に意見できる場を設けることについては、できる限り推進することを前提としながら、昨今のリスク事案への対応や全体最適化の在り方などについて、慎重かつ丁寧な検討が必要であると考えております。

議員ご質問の町民が町政により参加しやすくなるような仕組みに関しましては、今後も議会制民主主義の意義を踏まえた上で、新たな取組や改善策などを適切に検討していきます。加えて、町民の代表として常日頃から様々なビジョンの策定などに多大なるご尽力をいただいております議員の皆様におかれましては、町民の皆様へのビジョンの共有やご意見ご要望の吸い上げなどに、今後も引き続きご協力を賜りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次の質問になります。

さらにもう1つ提案があります。町民が、町と日常的に繋がれる多度町専用アプリを導入してはどうでしょうか。意見や提案を気軽に送れるだけではなく、町の広報紙の閲覧、パブリックコメントや意見募集のリアルタイムの通知、イベントの情報の発信など、町民と調整のコミュニケーションがこのアプリで一つで完結する仕組みです。町民が日常の中で自然に町政に関われるようになるのではないのでしょうか。導入についてのお考えをお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

藪議員の「町民が行政と日常的につながる多度津町専用アプリの導入について」のご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、本町では町民等のスマートフォンへ直接情報を届けられる手段の一つとして、令和5年10月よりLINE公式アカウントを活用した行政情報の発信に取り組んでおります。総務省の「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する報告書」によると、LINEは60代までの全世代の94.9%が利用しているアプリであり、Instagramの56.1%、Xの49%、Facebookの30.7%などと比較して非常に利用率が高く、60代以上の利用率も高いとされております。本町ではそのような理由からLINE公式アカウントを活用していますが、令和8年6月1日現在で、当該アカウントの友だち登録者数は1,574人であり、多度津町の人口約2万1,400人に対して、約7.3%の登録者数に留まっております。

LINE公式アカウントの運用開始以降、町広報誌やホームページへの情報掲載をはじめ、高齢者スマホ教室や二十歳のつどいでチラシを配布したり、各公共施設等にチラシを備え付けたり、小中学校の保護者連絡システム「すぐーる」を介して配信したりするなど、様々な手段や媒体を用いて周知活動を行っており、登録者数自体は年々増加しております。しかし、現状の登録者数では町民に広く情報をお届けするツールとして十分とは言えず、今後も登録者数をさらに伸ばすことが重要であると

考えております。

さて、議員ご提案の自治体専用アプリについては、一部自治体において導入事例があることは承知しております。一方で、本町が既に運用しているLINE公式アカウントにおいても、さらに一定の費用をかけることで、議員ご提案の「町民が行政と日常的につながる専用アプリ」とほぼ同様の機能を持たせることが可能です。

自治体専用アプリの導入や公式LINEアカウントの活用をはじめ、町民が日常の中で自然に町政に関われる仕組みに関しては、今後も他自治体の先進事例などを研究し、機能面・費用面・分かりやすさ・使いやすさ・セキュリティリスクなど様々な観点から、本町にとって最適な仕組みや組み合わせについて検討を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただいまの答弁に対してのこちらは意見なんですけれども、私も公式LINEは登録をしまして、3日1度ぐらい何かしらいろいろな情報が届くなど感じております。人口に対して7.3%だと、もうちょっと登録者数を増やしてアップしていかなないと、皆さんに届いてないのかなあと思います。

目に留めてもらう工夫もSNSと同様必要かなと思うんですけれども、ちょっと御存じかもしれないんですけれども、私丸亀の公式LINEも比較のために登録しております。とても見やすいなと思うのが、画像を共有します。アイコンが出てくる階層的なものになっていて。こういうのがありますよってオンラインまるっとフォーム参加者募集みたいなのが届いて、興味がある方がその下に詳しくはこちらっていうのをタップすると、文字数がば一つと出てきて詳細を見られるようになる。イベントだと、土器川蛍祭りみたいなのがどんと出て、「あ、あるんだ」ってなって詳しくはこちらって誘導できるようになっていて、とてもぱっと興味関心を持ちやすいなと思って、いつも拝見をさせてもらっています、という提案でした。こういうのもいいなと思ひまして。

次なんですけれども、そして何より大切なのは、皆さんからいただいた声っていうのを町政にきちんと反映をして、その結果を町民に返していくことではないでしょうか。意見を出しても何も変わらないと感じたら、次からは参加しようという気持ちはやっぱり失われてしまいます。声を受け取ったら反映したこと・反映出来なかったこと、その理由を町民にきちんと伝える。町民の意見を吸い上げるだけではなくて、それを町政に生かす仕組みをつくること。それが、参加型のまちづくりの信頼の土台になるのではないのでしょうか。

町民の声を町政に反映させるプロセスについて、町のお考えをお聞かせください。

政策課長（植松 肇）

藪議員の「住民からいただいた声の反映について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の「いただいた声に対するフィードバック」、こちらの重要性については、十分認識しています。住民アンケートやパブリックコメント、あるいはワークショップなどで寄せられた多くの貴重なご意見については、庁内での検討会議において精査し、施策に盛り込めるものについては、計画案の中にしっかりと活用しています。

また、策定過程においては、いただいたご意見を外部有識者会議にも共有し、客観的な視点から計画の整合性を確認する材料としても役立てています。個々の意見がどのように反映されたかを具体的に特定し提示することについては、多方面の多くの意見を精査するなど、計画全体が多岐に渡る調整を経て策定される性質上、非常に困難であると認識しています。

いただいた声がどのように反映されたか、また、なぜ反映できなかったかという理由を、貴重な時間を割いて意見を寄せてくださった皆様に対し丁寧にお伝えすることは、議員ご指摘のとおり、今後の参加型まちづくりの信頼の土台となる大切なプロセスであると考えています。しかしながら、現実的にどの様に町民の皆様にお返ししていくかという点については、庁内の事務負担や手法を含め、慎重に検討する必要があります。

今後もいただいたご意見は内部でしっかりと検討し、行政として責任を持って計画に反映させていくという基本姿勢は維持しつつも、ご指摘いただいたような透明性のある対応については、将来的な課題として研究に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただいまの答弁に対して意見なのですが、アンケートに答えてくださったたり、いろんなご意見をくださった方々からは、私の意見がどういうふうに反映されたのか、どうして反映されなかったのかなどと、その後もとても関心を持って町政を見守ってくださっているなと感じました。そういう方々に、見守るだけじゃなくて今後も積極的にまちづくりに参加してもらうためにも、やっぱり何かしらのアクションを返してほしいなと感じました。個別でなくても良いと思います。先ほど聞いたような町民との交流の場や議論の場で説明をするっていうのもいいかと思います。聞くだけの一方通行ではなくて、双方向のコミュニケーションが取れることがとても理想だなと思います。とても難しいことを言ってるというのは分かっていますが、ただ出来そうにないなあとか、ちょっとカスハラとかのトラブルもあるしなあということでやらないというよりは、やっぱり試行錯誤しながらも目指してやるのでは大分今後のまちづくりへの結果が変わってくるのではないかと思います。また、併せてアンケートとかパブコメだけじゃなくて、開催されているミライ会議とか子ども議会などで出たような意見や提案というのも皆さんが一生懸命考えてくれたもので、1つでも2つでもできれば予算を最低積極的に町のまちづくりのため

に活用していただきたいと思います。

最後になんですけれども、町のビジョンは、町民と一緒に作って、町民と一緒に育て、町民と一緒に実現していくものだとは考えております。町民が多度津町に愛着を感じられるまちづくり。そのためにも、町民が参加できる仕組みを本気で考えていくことが必要だと考えます。町民の生活に直結する具体的な一歩を、ぜひ一緒に踏み出していただけたらいいなと感じております。住んでいる人が幸せなまちにするためにも、町民と町政が同じビジョンを共有して、同じ方向を向いて、共に歩める仕組みづくりっていうのを強く求めて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、1 番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分。よろしくお願いします。

休憩 午後 2 時18分

再開 午後 2 時40分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に 13 番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13 番、渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1 点目、子どもの吃音への理解促進等につきまして。2 点目、弘田川、二反地川、観音堂川の浸水被害対策を伺う。3 点目は、投票環境改善に向けた取組について。この3点であります。一問一答方式で、よろしくお願いいたします。

1 点目、子どもの吃音の理解促進等についてであります。話す時に、最初に発する一音が滑らかに出ない。これは発話の障害の一つであると言われております。例えば、音の繰り返し「か、か、からす」とか、引き伸ばす伸発「かーらす」と。そして、言葉が出ずに間が空いてしまう難発などで、現在、日本では約 120 万人と言われております。吃音は、生まれ持って先天的な発達性吃音と、病気やストレスから後天的に生じる獲得性吃音があります。3 歳児健診での早期発見が重要とされ、早期の支援による治療効果があり、成人になるに従って治療効果が出にくくなるということでもあります。3 歳児健診の問診票に吃音を明記すること。吃音が始まるのは2歳から5歳、幼児期の場合が多くみられ、そのうち7割から8割は自然に治ります。ですが、2割から3割は日常生活において影響が生じ、話すことを不安。言葉の出辛さを意識する。その結果、話す前に不安を感じ、吃音が出ることを恥ずかしくなったり、つらい思いがいたします。話す前に恐怖を感じ、悪循環。吃音がいじめに繋がる報告を聞いております。人と話すことの不安から、声の出ることが止まる難発

症状になるケースがあります。埼玉県教委が昨年の５月に公表した報告書は、市立中の男子中学生に、教員から吃音をからかわれたことがいじめの一因になったと指摘があります。協議会は、教員研修会の徹底を求める要望書を文部科学省に提出したと報道がありました。教員、小中学校の生徒への研修や出前講座を実施し、吃音への理解、配慮が必要と思われます。そこで、質問でございます。

１点目、本町での３歳児健診の折に、問診票に吃音の項目を明記について伺います。
健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「３歳児健診の問診票への吃音項目の明記について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、幼児期の吃音については、早期の気づきと適切な支援や治療に繋げることが重要です。本町においては、３歳児健診の問診票に「話し始めの言葉をくり返す、のぼす、つまるなど話し方が気になる」と、例えを示した吃音に関する項目を明記しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。正直言って、多度津町は吃音に対して明記されているということで安心いたしました。してないところもあると聞いておりますので、本当に安心いたしました。

続きまして、２点目の質問に入ります。３歳児健診で吃音を把握した場合に対応、相談窓口について伺います。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「３歳児健診で吃音を把握した場合の対応、相談窓口について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

３歳児健診で、保護者への聴き取りや問診により、吃音を含むことばの遅れや保護者の不安を把握した場合、毎月実施する言語聴覚士による「ことばの相談」に繋がっています。この「ことばの相談」は、予約制で１人当たり４０分程の個別相談であり、言語聴覚士が舌や唇、喉の動かし方の検査をしながら、発音や吃音などの状況を確認しています。その検査結果や子どもの発達段階を踏まえ、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、ことばの育ちへの関わり方について助言をしています。必要に応じて、医療機関の受診及び医療機関でのことばのリハビリに繋げる場合もあります。

また、健康福祉課や子育て世代包括支援センターを窓口として相談を随時受け付けており、保護者が安心して相談できる環境づくりに努め、保護者の不安に寄り添った伴走支援を行うとともに、早期発見と早期支援のために関係機関と連携し、適切な支援に繋がっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

そこで再質問なのですけれども、先ほど、言語聴覚士という方のお話がありました
が、これは個別相談ということで40分ですか。場所はどこなのでしょう。

それともう1点続けまして、近年、3歳児健診において把握した吃音の人数は何名
おいでたのでしょうか。この2点、再質問でございます。お願いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、場所に関してですけれども、本町の言語聴覚士によることばの相談は、多度
津町町民健康センターの1階プレイルームで行っております。町民健康センター
は、乳幼児の母子健診の会場でもあることから、相談に来られる保護者や子どもに
とって利用しやすい相談場所になっています。

次に、各人数に関してですけれども、過去2年間の実績では、令和6年度は3歳児
健診の受診者109人に対し2人、令和7年度は109人に対し1人に吃音が確認され、
3人ともことばの相談に繋がり、3か月から4か月に1回、定期的に言語聴覚士が
ことばの育ちの確認を行っています。就学前の6歳になっても改善が見られない場
合には、医療機関でのことばのリハビリにつなげる場合があります。以上、答弁と
させていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、私がこの吃音に対して一般質問を取上げたのは、もう9年前です。9年前に
新入1年生です。私、立哨してますので、その方の保護者の方が、渡邊さん、うち
の子ども、その時は吃音じゃなくて、ちょっとどもるんですと。だから、もしおは
ようって言う時には申し訳ないけども少し言葉が出るまで待っていただけますかと
いうことで。分かりましたということで。本当おはようのこの一言が肩に力が入っ
て、なんかもう見ててかわいそうだなと思うんだけど、一生懸命言おうとしている
から。そして、おかげで6年間卒業しまして、中学校へ3年、そして、今、高校、
多高行ってます。そしたら、その子はまだ吃音は治ってなくて、いまだに吃音の
症状が出るんですけども、多高行って、多くの皆さん友達と仲よく楽しく勉強に励
んでいるということを聞いておりますので、こういうことは本当に子ども、特に小
中学校になりましたら、いじめの対象、それだけじゃなくって自然と不登校にもな
るケースがありますので、本当に人数少なくて今3名ですか。そういう分も含め
て、また、今後もそういう子どもがいれば、そういうところを繋いでいってあげれ
ばいいと思っております。

それから続いて、吃音の理解、配慮について取り組む必要がありますが、町の見解
を伺います。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「吃音に対する理解及び配慮について」のご質問に、答弁をさせてい
たきます。

議員ご指摘のとおり、吃音のある子どもに対しては、周囲の理解不足が心理的負担に繋がる場合があることから、子どもを取り巻く支援者の理解促進と適切な配慮が重要です。そのため、本町においては、3歳児健診だけでなく、5歳児健診においてもことばの発達に関する質問項目を設け、健診の状況を踏まえ保護者や保育施設、幼稚園等と情報共有し、就学先となる小学校でもこどもの特性に応じた配慮や支援が継続して行われるよう取り組んでいます。

今後も、子ども一人ひとりの状況を踏まえた適切な支援と、吃音に関する理解促進の啓発に努め、本町の子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁ありがとうございます。

それでは続いて、再質問ということにさせていただきます。今の答弁は、未就学児の方の動きとか対処の仕方はよく分かりましたが、それでは吃音について小中学校ではどうなっているのか。ご答弁お願いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、吃音の原因として、先天的な発達性吃音と後天的な獲得性吃音とが原因と言われています。また、吃音以外でも言葉が出にくい、声が出にくい児童・生徒もいます。現在、本町の小・中学校において、吃音と判定されている児童・生徒は在籍していません。よって、特別支援学校や通級支援教室は開設されていない状況です。今後、吃音と引継ぎを受けた児童が入学する場合においては、先の答弁のとおり、子どもの特性の情報共有をした上で、医療機関や特別支援学校とも連携し、必要な支援や配慮を考えてまいります。

そして、吃音のみならず、何があっても不適切な指導であったり、いじめはあってはならないことだと考えています。吃音に限定した出前事業や研修は行っていませんが、児童・生徒に対して、いじめがないよう個を尊重する指導を発達段階等に合わせ、道徳や特別活動の中で実施しております。今後も、児童・生徒の特性を大切にして、指導をしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。今後とも、吃音だけではなく、障害を持った子どもさんとかそういう部分もあらうかと思いますので、そういった点、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。弘田川、二反地川、観音堂川の浸水被害の対策を問うということでございます。

実は、先月4月24日に、地域の方々の要望で、県議会議員、県の担当職員の方々、

町の建設課、地元の総代、自治会長、代表者で、浸水被害箇所を視察していただきました。また、白方地区から町へ要望書も提出しております。以前にも、豪雨災害で河川岸の崩壊、近隣の床上浸水、土砂崩れが発生しています。河口及び下流地域には線路があります。いろいろなリスクがありますが、減災対策の取組等、県と十分に協議していただいて、住民の皆さんが一日も早く安心して生活ができるよう、要望お願いいたします。

質問でございます。本町の考えや県との協議など、情報を伺います。

建設課長（柴田 浩志）

渡邊議員の「本町の考えや県との協議について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問の弘田川及び支流である二反地川、観音堂川の河川整備につきましては、平成21年3月策定の「弘田川水系河川整備基本方針」及び令和4年7月策定の「河川整備計画」に基づき、県事業として拡幅整備が進められています。現在の整備状況について県に確認したところ、弘田川では、計画整備延長7.5kmのうち、河口から上流の山階橋地先まで約2.3kmの整備が完了しており、今年度は山階橋上流において取水堰を施工する予定です。

また、二反地川では、弘田川合流点から上流の宮後池地先まで約1.2kmの護岸整備が完了しており、今年度は宮後池地先の河道掘削を実施する予定とのことです。

次に、観音堂川においては、従前より浸水被害が発生していることから、本町より県に対して早期整備を要望しており、平成25年度には、浸水対策として一部区間で護岸の嵩上げ工事などが実施されています。また、本年4月には、地元関係者からの要請を受け、県関係者とともに浸水被害箇所を改めて確認したところです。現地では、氾濫の主な要因として、河川断面が小さく蛇行していることに加え、弘田川合流点付近でJRの橋梁が横断している箇所の断面が極めて小さく、流下を阻害していること、また上流域の5つのため池からの排水が一度に流入しているなど、浸水対策についての要望がありました。その後、地元自治会長から本町に対し、「観音堂川の早期改修について」の要望書が正式に提出されました。本町としましても、これらのご意見・ご要望を踏まえ、5月に県に対し「早期の河川整備について」の要望書を提出しています。また、河川整備にはJR横断箇所の拡幅や多くの家屋移転を伴い、多額の事業費と期間を要することから、早期の浸水対策として、別ルートに函渠等を整備し、本流への雨水流入を分散させるなど、代替案の検討についても併せて要望しているところです。これに対して県からは、まずは観音堂川の河川断面や流下能力の調査から進めていきたいとの回答でありました。

これまで豪雨のたびに河川が氾濫し、近隣の住宅では床上・床下浸水などの被害が発生しており、近年の気候変動により豪雨が予測・発生されるたびに、地域住民の皆様が、ご不安を抱えておられる状況であり、本町としても早期の浸水対策が必要

であると認識しております。今後も県と密に連携し、減災対策が早期に実現できるよう強く要望するとともに、地域住民の皆様が一日も早く安心して生活できるよう取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁ありがとうございます。

観音堂川も二反地川も含めまして、古い資料なんですけれども、昭和62年台風19号によりということで、これは善通寺も含みます。床下浸水が195、それから床上が24、浸水農地が22ヘクタールですか。それから、平成16年の台風23号では、床下浸水が252、床上浸水が35、浸水農地が49.9ということで、雨が降る量は以前とは全然違って、大量に降る、急激に降るということがありますので、本当に住民の皆さんは心配しております。その中で、町に要望書出ささせていただいております。ちょっと読ませていただきます。多度津町長 丸尾 幸雄 様。奥白方自治会会長 秋山 俊次。観音堂川の早期解消について（要望）でございます。日頃より、奥白方地域の生活環境の整備につきましては格別のご理解、ご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、奥白方地域内を流れる観音堂川については、過去に度々洪水が発生し、護岸の嵩上げなど実施はいただいているところですが、近年の気候変動に伴い豪雨が頻発化しており、現在の状態のままでは洪水発生危険性が非常に強くなっています。つきまして、河川管理者である香川県に対し、観音堂川の改修のできる限り早期の実施を強く働きかけていただきますようお願いいたしますということで、町に要望書として出させていただいております。その後、香川県の池田知事に要望書を出していただいたということで確認取れております。早急の要望書を県に出させていただいて本当にありがたく思っております。こういった意味で、どうか一日も早く何らかの形で、確かに県の方、それから町の建設課の皆さんと一緒に視察に行ったんですけど、ずっと中でやっぱり蛇行っていうんですか、くるくる、真っすぐどんと流れてるんだったらいいんですけど、蛇のようにくねくねしてるもんですから、そこで水が大量に流れたら、どこかで溢れるということでございましたので、これはなかなか年数がかかるんじゃないかなという恐れがあったんですけども、見ていただいて、別ルートで何らかの形で排水口を設けるとか、そういう部門の意見も耳に入ってきました。本当に何らかの形でやっぱり安心して生活ができるという部分が、一番重要かなと思っておりますので、そういった点、県とのお話もあると思いますが、早急に対応していかなければ。そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。その思いをしっかりと伝えていただければありがたいです。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、3点目でございますが、投票環境改善に向けた取組についてであります。質問です。

大まかでいいですので、取組や送迎バスの運行について説明をお願いいたします。

また、ホームページなどにはご意見等をお寄せくださいますとありますが、どのような意見等がありましたか、それもあえて伺います。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の「白方地区の投票環境改善に向けた取組について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

従前、白方地区の選挙人につきましては、第9投票区の大字奥白方は奥白方農業構造改善センター、第10投票区の大字東白方の一部と大字西白方の一部は西白方公民館、第11投票区の大字東白方の一部と大字西白方の一部は町民健康センター、第12投票区の大字見立は見立公民館において投票を行っておりました。

しかしながら、施設のバリアフリーの状況や駐車場の確保、空調設備などを鑑み、選挙人の利便性や安全性の観点等から、今後執行される選挙より第9投票区と第10投票区の投票所を「白方地区公民館」へ変更する予定であります。

白方地区公民館では、投票日当日、区域内の9か所の乗降場所間を送迎バスが1日4便運行を行います。また、白方地区公民館の駐車場に加え、JA集荷場の駐車場も借り上げるため、自家用車で来た選挙人がスムーズに駐車できると考えております。投票所内においても、床にはマットを敷き、靴を履き替えることなく土足のまま投票できるように整え、あわせて可搬式のスロープを用意するため車いすに乗ったままで投票できる体制を考えております。

今回の変更にあたっては、選挙管理委員会において1月に該当地区自治会長への説明会を行い、4月に当該地区住民への全戸配布により変更のご案内をした上で、5月中旬まで当該変更に係る要望・意見の聞き取りを行いました。変更につきましては前向きで建設的なご意見を多くいただき、寄せられたご意見を反映し、バスの停留所を増やし、乗員の積み残しが発生しない運行体制とする予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

そこで、白方公民館に投票所ということで、1月の時に地域の方に寄っていただいて公民館でお話をするということで、私も参加させていただきました。そこでいろんな意見が出たと思うんですけども、今回こういう形で白方公民館ということなんですが、私は農改センターまで車だったら行けるんですけど、とてもじゃない、自転車は無理、歩いても無理ということで、いいんじゃないかなって、すごく気持ちのどこかでは喜んでおりますし、今もそれでいいんじゃないかなと思っていますが、その中で先ほど答弁の中に、変更については前向きで建設的なご意見を多くいただきということなんですが、どういうご意見があったのでしょうか。再質問でございます。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ホームページと電話での意見はございませんでしたが、1月に自治会長さんのところにチラシをお持ちした際の意見と、あと自治会への自治会要望に対する意見が9つありました。1つ目が、送迎バスの停留所に林求馬邸を追加してほしい。2つ目が、駐車場があるから大変助かる。3つ目は質問ですけど、具体的にいつの選挙から実施しますかという質問でした。4つ目が、送迎バスでは積み残しがないようお願いしたい。5つ目が、距離が遠くなる人は反対だろうが、逆に近くなる人は賛成ではないか。6つ目が、取りあえずやってみて、反省点とかを改善していくという方向でやってみたらどうか。7つ目が、今の投票所でもバリアフリーはできていると考えている。8つ目が、送迎バスに充てる財源があるのならば、選挙管理委員会で投票所をバリアフリー化の工事をしてはどうか。9つ目が、もう少し十分に周知期間を設けたほうがよかったのではないかと、9つの意見がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

そこで私の方に要望というのか、尋ねられたのですが、老人車について、今までは近場の所まで老人車でいったんだけど、今度バスに乗る場合はこれは持ち運びはできるんでしょうかという相談がございました。それが、西白方の方なんですけども、何人かおいでだと思います。1人や2人ではなくて、老人車、折り畳みかなとは思いますが、どうなんでしょうか。バスで行けますでしょうか。乗せられますでしょうか。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

シャトルバスは、合計3台体制で運行するようになっております。1号車が、町のワゴン車で8名の定員です。2号車が、バス会社に運行を委託して、車椅子2台が乗れるようなバスでございます。3号車が、町の20名定員のマイクロバスを運行する予定となっております。それぞれのバスには職員が同乗しますので、支援ができると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

また、2点目の小さいことの質問なんですけども、佐柳島では、長崎と本浦ですか、あそこを2キロぐらいありますので、そういう分は乗り物が出ていると聞いているんですけども、その件に関しては皆さん乗っている方が多いのでしょうか。関連がありますので、お聞きします。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再々々質問に答弁をさせていただきます。

もちろん島のほうでも、バスを利用されている方はおられると思っております。し

かし、今現在その人数は手持ちでありませんので、答弁できません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

申し訳ありません。突然な質問で、申し訳ありません。

その次、もう1つなんですけども、白方公民館に変更するということで、皆さんはほとんどの方は知ってると思うんですけども、周知方法とか、それから私気になるのはバスの無料券ですか、そういうのは出すんでしょうか、出さないんでしょうか。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

周知方法は、7月広報で周知をさせていただきます。

無料券の件ですけれど、3号車までのバスに関しては無料でありますので、無料券を配布する予定はございません。

すみません。先ほど答弁させていただいた島での送迎ですけれど、バスではなくて公用車を使っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

最後の質問になろうかと思うんですけども、白方公民館ということで、図書室なのか、それとも和室を使うのか、どちらなのでしょう。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

選挙の投票所の投票する部分は、和室でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

事細かな質問で申し訳ございませんが、本当に投票率を向上させるという方向は私これはすごく役に立つのかなと思っています。全国的に80歳以上の人が、投票率がここ最近低下しているということを聞いております。どうしてかと言ったら、乗り物がない、足がないからということで、そういう傾向にあるということです。そういった乗り物等に関しまして、していただくのはいいのかなと思います。1回目は、選挙の折、どういうふうになるか分かりませんが、やはり1回2回するうちに、皆さんも慣れてくるし、感覚も分かるんじゃないかなと思っています。これをもちまして、13番、渡邊 美喜子、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（金井 浩三）

これをもって13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

一同、ご起立をお願いします。礼。

本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明日午前 9 時より一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

長時間お疲れ様でした。

散会 午後 3 時24分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 8 年 6 月 10 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記